

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
<p>見解</p> <p>○食の安全性の確保策については、十分に検討する必要があると考えるが、一方で、市町村における児童発達支援センターの設置は急務であることから、実証事業の検証に速やかに取り組まれることを要望する。</p> <p>○なお、アレルギー除去食の取り置きといった問題は、給食調理が施設内であるか外部搬入であるかを問わずに生じ得るものであることから、本件提案に係る外部搬入の可否に限らず、施設内における調理委託も含めた食の安全性の確保として別途検討する必要がある。</p>	<p>見解</p> <p>【静岡県】 ○児童発達支援センターの設置促進のため、前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p><外部搬入の導入(要件緩和)にあたっての考え方> ○給食の外部搬入を行う際に問題となるのは、外部搬入によって、アレルギー・体調不良時等一人ひとりの特性に合ったきめ細かな食事の提供や食育について、適切に対応できるかどうかである。そういった問題へ適切に対処できる要件を定め、要件を満たす事業者であれば、外部搬入を認めてよいのではないかと。</p> <p><構造改革特区評価・調査委員会公表された調査の結果について> ○児童発達支援センターにおける外部搬入について、「アレルギー除去食の取り置き」が、調理中や配膳中等、食事提供のどの段階で発生したのかは明らかでないが、自園調理であろうと、外部搬入であろうと、食事提供に関する事故についての安全対策は必要であり、事故発生の際の分析や事故対策の検討がないままに、外部搬入そのものに問題があると判断しているのであれば、それは拙速すぎるのではないかと。</p> <p><構造改革特区の今後の議論スケジュールと全国展開の是非> ○保育所については平成16年度から、児童発達支援センターについては平成24年1月から(認定こども園については平成27年から)、構造改革特区の特例措置が認められている等、特例措置が認められてから既に5年以上経過し、実証期間は十分経過しているといえるものもあり、外部搬入の全国展開について検討の余地があるのではないかと。</p> <p>○仮に、全国展開が困難であり、引き続き構造改革特区において特例措置を講ずるという評価結果となる場合でも、外部搬入を実施する場合の調理方法や搬入方法、食育の方法や保護者の支援方法についてきめ細かく条件を設定し、当該条件を満たす事業者に外部搬入を任せるような仕組みを構築する必要があるのではないかと。また、今回の評価を行う際には、外部搬入による効果や弊害等が適切に把握できるような実態調査を行う必要があるのではないかと。</p> <p><今後の検討スケジュールについて> ○児童発達支援センターにおける外部搬入については、第1次ヒアリングにおいて前向きな御回答をいただいたが、今後の具体的な検討スケジュールについてお示しいただきたい。</p> <p><総論> ○上記で指摘した事項については、構造改革特区の評価・調査委員会においても議論を進められているが、当該委員会の検討任せにするのではなく、地方分権改革有識者会議に対しても、上記指摘への明確な回答を示し、早急に検討、結論いただきたい。</p>	<p>障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。</p> <p>なお、御指摘のとおり、アレルギー除去食の取り置き等は、必ずしも外部搬入の場合にのみ生じ得るものではないが、障害児それぞれに状況に応じたきめ細やかな対応が可能となる自園調理はそのリスクを軽減するものであると考えている。単にアレルギー除去食の取り置きをもって外部搬入に問題があるとは考えていないが、安全性の確保のために慎重な検討が必要とされている。</p>
<p>○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少数かつ短期間に限る場合だけでなく、配置の特例を公定価格へ影響させないことを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当初において請求事務等が煩雑なことについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。</p> <p>○保育士等の勤務環境については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと考えられる。また、同様に事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられない。</p> <p>○ご指摘の小規模保育の実施等については、受入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転園することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を望む町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けていただける実施主体もいないため、現行の保育所を活用したいと考えている。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないかと。</p> <p>○ 特例を適用できる地域条件(例) ①現に待機児童が発生している。又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある ②雇労者の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ③保育の質の代替策(例) ○園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ○巡回支援専門員から適切な指導を受けられる体制の確保 ○既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置 ○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名・児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月以内3人まで等)であれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成26年度末の「待機児童解消」に向けて緊急的に対応する施策により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。</p> <p>○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとご指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないかと指摘されている。また、同様に事業者経営の不安定化することの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。</p> <p>○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、NPO・NVO等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。</p>	<p>○ 保育所の設備運営基準のうち、人員配置基準については、保育の質を支える上で特に重要なものであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を実年齢に応じたことについて、ご提案のように特定の保育事業者の同意が得られた場合に限定すると、市区町村により配置基準の取り扱いが異なることとなり、全国一律の最低基準を維持することが困難となるため、保育の質の確保の観点から対応は困難である。</p> <p>○ 1次回答でも記載させていただいたが、配置基準を実年齢にすることにより、*実年齢に応じた頻繁なクラス変更などにより、本来同じ保育士、同じ仲間との安定的な関係のもと、はぐくむべき信頼関係の構築が難しくなるおそれがあること *頻繁な配置基準の変更は、保育事業者や自治体の事務負担を増加させるおそれがあり、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。</p> <p>○ いずれにしても、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>
<p>○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なれば良いというものではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できないかは保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。</p> <p>○当市においても保育ニーズを的確に捉えようとして保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中では、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても3、4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地価の安い地方都市とはいえ、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって喫緊の課題となっている現状を見れば、全国一律の基準ではなく、当市では、保育施設では保育室、ほくく室が顕著と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補完することが可能であることから、基準を緩和したとしても保育の質は低下せず待機児童を受け入れられるため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるように認めていただきたい。</p> <p>○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のところ参入業者は全くいないため、事業の活用ができない。</p>		<p>【全国知事会】 保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求め提案に過ぎない。現行の大取市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないかと。</p> <p>○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないかと。</p> <p>○ 特例措置は平成31年度末までとって、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の期限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないかと。</p> <p>○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的コストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。</p> <p>○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないかと。</p> <p>○ 提案団体の保育所では、保育室の間に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。</p> <p>○ このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支援は解消されるため、このような対応も検討すべきである。</p>	<p>○ 児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。</p> <p>○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。</p> <p>○ 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受け皿の保育の質を切り下げてまで優先すべき対応とは考えにくい。</p> <p>○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設転用を見据える等自治体の状況に応じた創意工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
258	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである。(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一徳総活躍社会の実現に資する	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、宇美町	〇面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。	〇 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 〇 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。 〇 その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に取り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。 〇 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。 〇 なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本とされており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。
223	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急ぎよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市	ひたちなか市	〇 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改革が必要であると考える。 〇現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質や安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。	〇 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、提案に対応することは困難である。 〇 なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるよう協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。
259	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に業務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一徳総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、大村市	〇保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 〇現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。	既存建築物を保育所に用途変更しやすくすることを目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入 ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化 を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。
257	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足により待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。 なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」の見える化)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条 認定こども園法	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、新宮町	〇事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。	〇 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。 〇 よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進め、より、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えている。</p> <p>現状の特例対象は「①前々々年4月1日現在で待機児童100人以上②前々々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均値が3大都市圏の平均を超える」とされているが、3大都市圏の住宅地公示価格の平均値をメルルールとするとう東海圏の住宅地公示価格の影響を受け平均値が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。</p> <p>また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり（保育所991に対し、幼保連携型認定こども園434）、幼保連携型認定こども園も対象としなければ移行の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。</p> <p>また、貴府・貴回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自自治体が苦慮している。</p> <p>なお、面積基準の緩和を実施している大阪府では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。</p>				<p>【全国知事会】 保育室の設置面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。 現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないかと。 ○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、国に認めざるべきではないかと。 ○ 特例措置は平成31年度末までとなり、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の期限を、「平成31年度」から待機児童問題が収まるまでの「当分の間」とすべきではないかと。 ○ 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京都の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京都の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。 また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。 ○ 例えば、現行の特例地域要件を「待機児童が発生している地域」、地域要件を約7万円下げると、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針（平成28年4月7日雇児発0407第2号）」の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。 ○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。</p>	<p>○ 児童福祉法第24条において、保育の必要があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。 ○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。 ○ 特に、待機児童数・地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、面積基準を超える面積基準を設定し、様々な創工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受ける保育の質を切り上げてまで確保すべき対応とは考えにくい。 ○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据える等自治体の状況に応じた創工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>
<p>保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の派遣の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。</p> <p>加えて、隣接する指令指定都市や市町村に対する公示価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。（参考：平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円）</p> <p>しかし、今回示した支障事例のように、年度途中で緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。</p> <p>なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。</p>				<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないかと。 ○ 特例を適用できる地域条件(例) ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある ②原労省の支援メニュー等による人材確保を講じても、保育士の確保ができない ○ 保育の質の代替策(例) ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも厚く配置 ○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例、年度当初満2歳児クラス(保育士3名、児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公示価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公示価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。 ○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあると指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないと、退職を迫ることはないとも指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化することの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童数を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との交渉もあればよいのではないかと。</p>	<p>○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えており、対応は困難である。</p>
<p>現在発生している待機児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		
<p>現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置（第97条）では、基準上必要な人員の2/3の保育士を配置すれば、残り1/3は「知事が認める者」も配置が可能。</p> <p>しかし、園全体における職員配置（第96条）では、基準上必要な人員の1/3に「知事が認める者」が認められていない。</p> <p>97条で定められる職員配置の要件を満たしていたとしても、96条の基準を満たさないため、子どもの受け入れを減らさざるを得ないケースが出てきているが各時間帯における職員配置を満たしているのであれば、園全体における職員配置を緩和しても保育の質は維持されると考えます。</p> <p>貴府・貴からは、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う際の配置基準を緩和するものではないため、保育の質の低下を主張するならば、その根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、保育支援員は、現在「知事が認める者」として園も想定している子育て支援員よりもさらに講義研修・OJ・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う現場での質の向上に資するものである。</p>				<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 1次回答のとおりであるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて配置することができる旨規定している。また、同基準第96条は保育所認可の際に必要な保育士の数を超過して保育士を置かなければならない場合に、同基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定に当たり、当該超過分については都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる旨を規定している。 ○ なお、保育士が実施すべき業務を「保育支援員」に代替させることとするとの提案であるとするれば、保育の質の確保の観点から対応は困難。貴自治体の「保育支援員」はわずか27時間の研修時間と聞いており、1000時間の履修時間を必要とする保育士と比較して保育の質が低下することは明らかであると考えている。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>年金からの特別徴収額が過大にならないようとの配慮は、年金額が低額である受給者の生活困難を避けることを目的としていると考えられる。しかし、複数の年金を受給しており、十分に保険料、税の支払い能力がある被保険者については、単一の年金の大半を占める額が特別徴収されたとしても、当該被保険者が受給している全体の年金からの特別徴収額が過大にはならない。今回の提案は、あくまで被保険者からの申立てにより、後期高齢者医療保険料の特別徴収を継続させるもので、被保険者の意思を尊重したものにしている。</p> <p>現行スケジュールでの対応については、被保険者からの申立てを年間通じて随時受け付け、毎年度の保険料本算定前までに申し立てた者は当年度から、本算定に間に合わなかった者は翌年度から特別徴収できる制度とすればよい。苦情となる事例でも、毎年特別徴収と普通徴収を繰り返すことが原因となっているので、翌年度からの対応となつたとしても、十分意義があるものとなる。</p> <p>また、後順位の住民税が特別徴収できなくなる場合がある点については、元々制度として住民税が保険料より後順位で設定されていること、2分の1を超えて後期高齢者医療保険料を特別徴収することになった結果住民税が特別徴収できなくなる者は少数であること、特別徴収継続の申立ての際に住民税が特別徴収されなくなる可能性があることを十分説明して被保険者の理解を得ることとすること、などを考慮すると問題ないと思われる。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○介護保険料と合わせた後期高齢者医療制度の保険料額が年金額の2分の1を超える場合には特別徴収の対象としないことで、生活の基礎となる年金からの天引き額が過大になることを防ぐという本制度の趣旨に鑑みると、仮に被保険者の希望があるとしても、年金から従来の水準を超えて天引きを行うことには慎重であるべきであり、現行制度を維持するべきであると考えます。</p> <p>○また、仮にご提案の取扱いとした場合であっても、上述の本制度の趣旨に鑑みれば、特別徴収への切り替えについて、被保険者に丁寧に説明し、正しく理解していただくことが必要である。しかし、保険料賦課決定から国保連合会への徴収依頼情報の通知に関するスケジュールを考慮すると、対象被保険者全員に対して丁寧に説明した上で、意思の確認を行うことについて、全国統一的・安定的に運営することは困難であると思われる。</p> <p>○被保険者から次年度の徴収についての同意を事前に得ることとはどうかのご提案については、それによると被保険者が保険料及び年金の受取額等を把握する前に同意を得ることとなり、不適切である。</p> <p>○また、ご提案の中で苦情の原因とされている特別徴収と普通徴収を繰り返すことを防ぐ方法としては、普通徴収における口座振替を案内することも考えられる。</p>	
<p>本件については、本市のみならず、追加共同提案団体の多くが、今後採用する職員に関する仮定の支障事例ではなく、今、現実的に高等学校を卒業していない職員が従事しており、その者の処遇に係る支障があり、頭を抱えている。</p> <p>放課後児童健全育成事業に従事している職員のうち、高等学校を卒業していない者は、全国的にも割合は多くないかもしれないが、該当職員がいるクラブでは、この制度によってクラブの運営に大変な支障があり、何よりも該当職員及び周辺職員が、実績ではなく学歴によって区別されることに、大変辛い思いをしている。</p> <p>関係者は、今回の地方分権改革に関する提案により、制度が変わることを大変期待しており、待ち望んでいる。</p> <p>制度を変えることにより、該当職員にこれまでどおりクラブの中核として活躍していただき、ひいては放課後児童健全育成事業を安定的に実施するため、一刻も早い対応をお願いしたい。</p>		<p>【逗子市】 子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って課和することと矛盾しないと考えます。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考えます。</p> <p>【鎌田市】 提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。</p> <p>【出雲市】 本市の放課後児童クラブの保護者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができる考えられる。</p> <p>本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に対機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。</p> <p>放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○実態把握の上、早期に検討していただきたい。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
185	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業生について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者②高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認められたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。本市では企業が多く、昔から共働き世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができます。実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。昔の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要であり、現行で高卒の場合に、2年間の実務経験を求めるところから、中卒の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるのではない。	中学校卒業生が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができ、放課後児童支援員の確保に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	半田市		秋田県、福島県、ひたちなか市、逗子市、静岡県、豊田市、京都府、亀岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、熊本県	<p>○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業生等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。</p> <p>○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。</p> <p>○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成32年3月31日までに支援の単位ごとに最低1人は「放課後児童支援員」を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するために、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてほしい。</p> <p>○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取ったため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。</p> <p>○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員にならないケースがある。</p> <p>○本市放課後児童支援員には中卒の支援員はいないので支障は生じていないが、支援員の確保策としては有効であると考える。</p> <p>○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業生2名から放課後児童支援員認定資格研修の受講申込があった。</p> <p>○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。提案市が述べているように、経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要なため、中学校卒業生にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。</p> <p>○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考える補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように「保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とする」ことは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考える。</p> <p>○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはならないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。</p> <p>○放課後児童支援員認定資格研修の受講には高等学校卒業生等の要件があるため、高等学校中退などにより中学校卒業生となっている者で、長年、放課後児童健全育成事業に従事してきた者は放課後児童支援員になることができ、実務経験が豊富な人材を活用することができない。</p>	
302	地方に対する規制緩和	医療・福祉	中学校卒業生について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業生について放課後児童支援員として勤務できるように見直し	○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2、000時間程度児童福祉事業に従事したものの必要高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2、000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認められたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。	中学校卒業生が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、豊田市、京都府、亀岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、都城市	<p>○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはならないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。</p> <p>○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取ったため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。</p> <p>○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。</p> <p>補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員にならないケースがある。</p> <p>○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業生の方が2名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行った。</p> <p>○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考える補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように「保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とする」ことは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考える。</p> <p>○本市においても、従前から指導員として勤務していた者の中に中学卒業までの者が3人存在しており、平成27年度以降の資格要件により、放課後児童支援員としての勤務ができず、補助員としての従事又は放課後児童クラブでの勤務を辞す結果となった。</p> <p>○放課後児童健全育成事業の拡充に伴い、今年、放課後児童支援員の確保は厳しくなりつつある。現在のところ本市では同様の事例はないが、様々な事情から高校進学をあきらめざるを得なかった方たちに支援員として活躍できる道を開くことは、就労の機会提供と人材確保の観点から非常に有益であると考える。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解			
<p>放課後児童支援員は、子ども・子育て支援法施行後における放課後児童健全育成事業の質の向上のために、一定の水準を満たした者が従事できる職として設定されたものと考えているが、法施行以前からの指導員に対しても放課後児童支援員になることができる配慮された制度であると考えている。長年、放課後児童クラブに勤務し、ベテランの職員となった者が、学歴により放課後児童支援員にれないのは、これまでの功労に報いることができないので、従前の制度との併せとして、一定の勤務年数と勤務時間の実績により、放課後児童支援員になるための放課後児童支援員認定資格研修の受講資格を早期に付与すべきであると考える。また、このような措置を取ることは、国の進める放課後児童支援員の確保にも資するものと考ええる。</p>	<p>【逗子市】 子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って緩和することと矛盾しないと考え。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考え。</p> <p>【静岡県】 現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員（その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。）を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。</p> <p>【磐田市】 提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。</p> <p>【出雲市】 ○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると思われる。</p> <p>○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受け入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。</p> <p>○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	<p>○実態把握の上、早期に検討していただきたい。</p>	<p>一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。</p>
<p>○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると思われる。</p> <p>○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受け入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。</p> <p>○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【静岡県】 現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員（その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。）を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	<p>○実態把握の上、早期に検討していただきたい。</p>	<p>一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
104	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。 ○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される。中山間地域がある。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少ない小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったため、利用登録者は1名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成28年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している1名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。 ○中山間地域は豪雪地帯で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数でも、放課後児童クラブを継続していきたい。 ○しかしながら、現行制度では、1人の子どもに放課後児童支援員2名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。	中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の実情を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、本巣市			庄原市、沖繩県 ○現行制度では児童1人が利用した場合にも支援員を2人配置しなければならない。本市では地域福祉士曜日の利用者数は平日に比べて極端に少なく1日の利用者数が10人を下回る施設がいくつかある。支援員の確保が難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員にかなりの負担を強いられる状況にある。 ○本市にも中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。 ○本市は島嶼県であり、沖繩本島以外にも離島が多くある。 特に離島地域においては、児童数の少ない小学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の数から実施が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、きめ細かく福祉サービスの提供が可能となる。	こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。
105	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。 本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用登録者が多く、開設が必要な地域もある。 放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に厳しい状況である。 現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20人未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、中津川市				こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。	
303	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和 放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。 放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間開所を求めているニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。 児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が3万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。 児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。 「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したことのみならずとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考えます。 児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。	放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機学童の解消に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市	○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考えます。 ○「放課後児童支援員の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成27年度より、受託者に5年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけしている。しかしながら、県が年に2回研修を開催し、県全体で実施されるため、本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成31年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基準とおり配置し、運営できるのか課題である。 ○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。	放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
放課後児童健全育成事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設は本市の場合、小学校ですが、小学校の教職員等は、平日は勤務時間が17時までであり、放課後児童クラブの開校時間（18時）と勤務時間が一致しないこと、夏休みなどの長期休暇には人員が不足し放課後児童クラブとの連携体制を取ることが難しいことから、本市が左記を適用することはできません。なお、緊急時には近隣に消防署、交番、市役所支所があり、それらの施設との調整で十分対応可能であると考えます。				【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。 ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人員不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。 ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。 その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。
今回の提案は、回答にある「同一敷地内で兼務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながらないという切実な現場の声を受けたものであり、質の確保を前提としたうえで、近接する人的資源の活用や時間帯による利用者数増減への柔軟な対応により、所期の目的である「まち・ひと・しごと創生総合戦略の子ども・子育て支援の充実」を進めるものである。 放課後児童クラブの人員不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブのニーズが高く、新設等が必要な地域でも生じているが、現行の制度で、兼務できるのは「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所」に限られている。また、質の担保措置が「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務する」ことでしか認められないため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。 放課後児童クラブと近接した小学校や市の出先機関との連携や巡回支援を行う放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置数を緩和するといった方法により、質の担保は可能である。 支援員の確保が大変厳しい状況はさらに深刻さを増しており、一定条件の下で基準緩和の選択肢を増やす、或いは地域の実情と責任によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。				【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。 ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人員不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。 ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。 その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。
○児童厚生員の認定資格については、放課後支援員認定資格研修とカリキュラムが類似しており、放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしているものであり、また、認定資格研修の科目と同年以上の内容を資質向上研修等で受講している場合には、認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているため、放課後児童支援員研修と児童厚生員研修が同一内容でなくとも受講免除することは可能であると考える。 これにあわせて、新たな課題等に対応するための知識を習得したり、スキルアップのための研修を定期的に受講するなどにより、資質の向上を図ることは可能と思われるため、サービスの質の低下にはつながらないと考えられる。 ○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受け入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、放課後児童支援員としての資質を持つ者を活躍できる制度にしたい。 ○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。				【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○認定資格研修と児童厚生員研修の内容は類似しており、子どもの発達理解、保護者との連携や安全対策など、放課後児童支援員として従事するために必要な知識が含まれているため、認定資格研修創設当時の経緯や児童厚生員研修の内容等を踏まえて、検討していただきたい。	放課後児童支援員の質を確保し、処遇改善を進める上で、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、慎重であるべきと考える。その上で、ご提案の内容も踏まえ、研修受講に伴う負担を考慮した多様な研修方法のあり方について検討を行うことは可能である。

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野									団体名	支障事例			
	25	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際の職員配置基準の緩和	本市では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。現在は月1回程度一休型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、354か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができる。地域の実情や活動内現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内現行により実施主体が判断するものとされており、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとされている。よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同時に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができる。このように状況にもかかわらず、画が一律の基準の義務付けを行ったことにより、深刻な人材不足が発生しているからである。放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。また、経費面で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認められるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現場研修による資質の向上は十分可能であり、このような資質の確保について、地方に大規模な取組を認めるべきである。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第3号) ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町					
161	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌的化	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	1. 背景 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的受け皿整備を進め、地域改善を進めることとしている。また、平成28年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員配置基準や人員配置率の義務付けを行ったことにより、深刻な人材不足が発生しているからである。放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。また、経費面で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認められるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現場研修による資質の向上は十分可能であり、このような資質の確保について、地方に大規模な取組を認めるべきである。	子ども、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を旨として放課後児童クラブを展開していく方向性は、国の施策にも沿うものである。また、地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営を行うことで、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことができる。	児童福祉法第34条の6	厚生労働省	全国知事会、全国市長会、全国町村会	旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、防府市、徳島県、北九州市、熊本県、宮崎市	○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。 ○平成32年度以降、「放課後児童支援員認定資格研修」を受講した新規採用職員や保育園等からの異動職員は、放課後児童支援員として育成室(放課後児童クラブ)に配属することができなくなる。本区では、これまでも独自の研修等により高い保育の質を維持しており、一律での義務付けは避けなければならない。 ○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはないが「補助員」として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。 ○放課後子ども総合プランのモデルケースとして紹介された市町村で、教育委員会との連携は十分強化されているが、過疎地域であり潜在する労働力がそもそもないため、基準を満たせず、放課後児童健全育成事業を実施することができなくなったケースがある。 ○利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も同じ2人での運営となっている。 ○少子化に伴う学校の統廃合や6年生までの受入拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ室は確保できても、支援員等の確保が困難となっており、大規模クラブとして運営させるを御ない状況がある。 ○長年放課後児童クラブの指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成32年度以降、放課後児童支援員が急に退職した場合、仮に実務経験2年以上又は保育士等の資格者が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができません。せっかく貴重な人材が確保できても、放課後児童支援員常時1名の体制が保てないため、放課後児童健全育成事業が実施できないことが懸念されている。 ○本市においても、支援員の確保には苦慮しているところであるが、支援員の資格については平成31年度末までに1クラブ2名以上の受講を計画的に認めているところであり、現在支障事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ支援員が急に辞めることになれば、要件を満たすことができなくなる可能性も出てくる。資格は、放課後児童クラブを運営する上で必要ではあるが、地域の実情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。 ○本県の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により従事し、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現従事者が受講要件(従事時間、高校卒業等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの存続が危ぶまれるところもある。				

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解			
<p>今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したまま、放課後子供教室と同一型の場合には、両事業の職員の支援が得られることから、職員配置の緩和を求めている。</p> <p>現行で、放課後児童クラブは、利用児童がおおむね40名以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数の目安やプログラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名で、安全確保が可能であると考える。</p> <p>一体型で運用する場合であって、両事業の利用児童数が合計40名以下の場合に、放課後児童支援員2名だけでなく、安全管理員兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないというは不合理ではないか。</p> <p>放課後子供教室と一体型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効率的な配置ができれば、その分の人材を加配が必要クラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の現状を打開することができると思う。</p> <p>また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。</p>	<p>【静岡県】</p> <p>一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない。中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参酌すべき基準とするなど、各自治体の判断に必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○放課後児童クラブは、利用者がおおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計2人で実施することができるのではないか。</p>	<p>現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に緩和することは、慎重であるべきと考える。</p> <p>その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。</p>
<p>○地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、「職務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の低下でも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、基準の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである」とされている。</p> <p>○また、施設・公物設置管理等の基準を自治体の条例に委任する場合、「条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべき」であり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは敢て控えられべき」としている。</p> <p>○このため、「従うべき基準」は真に必要な場合に限るべきであり、放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることを踏まえるべきである。</p> <p>○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」というのみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。</p> <p>○元々、放課後児童クラブについては、国が基準を定める以前から地方自治体がそれぞれ独自にサービスを提供してきたものであり、それらの状況等を踏まえて平成27年に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を設定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる弊害が多く発生しているほか、今後のニーズの増大に対してこのままでは対応できないのではないかの懸念も大きい。</p> <p>○なお、放課後児童クラブについては、児童の安全確保や質の確保が必要である点及び現在の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が、当時、地方自治体の意見を聴取して策定されている点について、地方三団体として否定するものではないが、そのことが当該基準が多様な地方の実情に合致したものとなっていることや、児童の安全やクラブの質の確保の上で最適な基準であることの根拠とはならない。この「従うべき基準」が制定されてから3年半が経過し、実情を踏まえた制度の見直しを検討すべきである。</p> <p>○問題は、質の確保の方法等として全国一律の「従うべき基準」が設定されていることにある。</p> <p>○国の基準は、標準的な放課後児童クラブを中心として定められているため、放課後児童クラブの規模や周辺環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律に適用していることで、様々な不合理を生じることとなっている。</p> <p>○今回、提案のあった個別・具体的支援事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて制度を運用した中から浮かび上がった問題点である。</p> <p>○基準の廃止又は参酌化により、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となれば、住民のニーズに即した合理的な方法により住民サービスが提供されることとなる。</p> <p>○また、「従うべき基準」が廃止又は参酌化された場合でも、住民を代表する議会により運営の基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって最適なサービスが確保される。</p> <p>○量と質の確保を目指す方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の望みであるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設置、運営の責任者として児童の安全を確保しつつ、安定的に事業を継続する方策について提案するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービス水準の向上等にもつながっていくものと考えている。</p> <p>○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真摯に向き合い、量と質の両面を保障するとともに、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。</p>	<p>【静岡県】</p> <p>一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない。中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参酌すべき基準とするなど、各自治体の判断に必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人材不足が全国的な強い要請となっていることを真摯に受け止め、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい。</p> <p>○放課後児童クラブにおける児童1人あたりの面積基準1.65㎡については、クラブ全体の25%で、基準を満たしていないという実態を考慮し、参酌すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に配慮した検討があつて然るべきである。</p> <p>○小学校の複式学級では、複数の異年齢児に対し、教職員1人を配置することとされている。放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。</p>	<p>現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。</p> <p>また、人員資格基準についても、放課後児童支援員の質を確保し、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要とされており、同様に、一律に廃止又は参酌基準化による緩和については、慎重であるべきと考える。</p> <p>その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	通所介護のサービスと通所型サービスを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスを実施する場合における定員の要件を緩和する。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。	通所介護と通所型サービスを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスの利用定員は別々に定められている。そのため、それぞれサービスの利用者数の状況が変化した場合、もう一方のサービスに変更しようとした際に、受け入れの方のサービスにおいて利用者が定員を満たしている場合、違う事業所の利用を促さざるを得ない。そうなった場合、利用者にとっては通い慣れた事業所から違う事業所に変更せざるを得ない。そういったことを避けるため、事業所によっては、定員に対する利用者数に余裕をもたせて受け入れを行っているところもある。 また、別々に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更届の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。	通所介護等と通所型サービスの定員数を合算して定められるようになることで、利用者の状況変化による定員超過の恐れがなくなり、利用者が事業所の変更をせざるを得ない状況が改善されるとともに、事業所の利用者数の増加にもつながるため、通所型サービスの普及及び事業所の安定的な運営に資する。 また、変更届の作成・提出・受理に係る事務が大幅に削減されるため、通所型サービスの実施に伴う事務負担が減る。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】問12	厚生労働省	松江市		ひたちなか市、世田谷区、各務ヶ原市 ○介護人材の不足、多様な住民ニーズに応えるため、従来の介護予防通所介護に加え、多様なサービス展開が必要と考える。 ○住民とおしの支えあいによるサービスの拡充を図ることは重要だが、自主的な活動のため、住民への周知・理解が必要で、時間を要する。 ○そのため、現状では、今まで要支援者のサービス提供を行っていた介護事業者が引き続きサービスの担い手となっている。 一方、介護人材の不足、総合事業の上限枠の設定の中では、従来の介護予防通所介護に加え、通所型サービスに介護事業者が参入しやすい環境が必要と考える。 ○本提案は、その一つと考えられ、本提案を含め、通所型サービスに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。 ○今後、高齢者の自立支援を促す取組を行う上で、通所型サービスを実施する事業所は必要不可欠であり、より事業者が参入しやすく、また、安定的な運営を確保できる基準に改正する必要があると考える。 ○通所介護と通所型サービスを一体的に実施する場合、別に定員を定め、その定員に対し人員配置をしなければならない。 別々に定員を定める際、面積要件も満たさなければならないため、小規模事業所の場合、通所介護等の定員に対する面積を除いた残り面積がわずかで、通所型サービスの定員が少数とならざるを得ない。少数に対し、別に介護職員を配置しなければならないため、事業所の負担感が強く、通所型サービスの実施が進まない状況がある。通所介護等と通所型サービスの利用者数を合算できるものとして定員を定めることが出来れば、通所型サービスの実施が容易となり、状況変化により通所型サービスの対象者となった利用者が、事業所を変更しなければならない事態とならず、継続的な支援が行える。	○サービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、総合事業の通所型サービス(緩和した基準によるサービス)の定員については、別に設定すべきである。 ○御指摘のように要介護度の変更時に支障が出ている事例があることは認識しているが、ご提案の内容については、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえて検討する必要があると考えている。	
22	B 地方に対する規制緩和	その他	水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあった場合、地形等の諸条件から上水道管の新設または施設の新設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かった。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画がある。	水道法に基づく許可基準が明確化されることにより、給水設備の施工に膨大な費用を要する地域が給水区域から外れば給水義務がなくなり、建設費のすべてが個人負担となり、企業会計を圧迫する山間部の水道建設費の削減が図れる。今後の水道事業経営は、Aセットマネジメントを行い健全経営を目指す中で、人の居ない地域を給水区域から外し、縮小することで健全経営が図れる。今後の人口縮小で、コンパクトな街が求められている中で社会資本がまとまり行政において利点がある。	水道法	厚生労働省	豊田市	北海道、徳島県	○水道法第15条第1項の給水義務との関係で、なかなか難しい問題であるが、水道経営の基盤強化の問題も関係することから、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化も必要である。 ○本団体では、給水区域が広大で水道管延長が長いことから、水道施設の建設費や維持管理費が他都道府県と比べ割高となっている。給水区域縮小に係る許可基準の明確化が図られることは、全国に比べ、過疎化が進み、地域の人口が大きく減少することが予想される中、これまでの事業計画や給水区域の見直しを容易にし、水道事業の基盤強化を促進するものと認識している。	○水道事業者が給水区域を縮小する場合は、その事業の一部を廃止することであるため、水道法(昭和32年法律第177号)(以下「法」という。) 第11条(事業の休止及び廃止)の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その事業の一部を廃止し給水区域を縮小することが可能である。 ○許可の要件や申請手続については、法令上詳細は規定されておらず、水道事業を休止又は廃止後の当該地域の他の手段による水の獲得見込み等を勘案して総合的に判断することとしている。 ○平成28年11月に厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会において取りまとめられた報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化に向けて講ずべき施策案について」においては、人口減少社会において水道事業者等は、給水体制を適切な規模に見直すことが重要であるとされ、国は給水区域の縮小等制度運用の改善などの具体的な措置を検討すべきとされている。 ○これを受け、厚生労働省として、第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、法第11条の事業の休止及び廃止の許可に関する具体的な手続を厚生労働省令で定めることを明確化した。 ○今後、法律家の早期審議・成立に向け努力するとともに、関係者に委任された省令において、水道事業の一部又は全部の休止に係る許可基準及び申請手続の明確化を図ることとした。 【参照条文】 水道法 (事業の休止及び廃止) 第11条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(以下、略) 2 (略)	
31	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子ども預かり場所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子ども預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設において預かり可能とすること	【支障事例】 ファミリー・サポート・センター事業は原則会員の自宅で行うものであり、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされている。しかしながら、当県では、多動性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。 当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点から、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができることと、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。	ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業である。要件を緩和することにより、子どもの預かりの制度の隙間で困っている保護者のニーズを満たすことができるとともに、地域に開かれた場での預かりを行うことで、より地域における支え合いの輪が広がることを期待される。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	高知県	盛岡市、ひたちなか市、大飯町、真面目市、加西市、宇美町、新宮町、新城市	○援助会員が少なく、遠方から支援せざるを得ない地域があり、遠方の援助会員の自宅へ連れ帰るのは現実的ではなく、依頼会員の自宅での預かりには抵抗感があるため、当該地域で借り上げた施設での預かりが可能となると、利用が促進される。 ○ファミリー・サポート・センター事業は、提供会員の自宅での預かりが原則となっているが、利用会員の中には、自宅での預かりに不安や抵抗があり、利用に繋がらないケースがある。 提供会員においても、自宅を提供することが困難な場合があり、公共施設等での預かりを希望する声が出ている。保護者のニーズは多様化しており、それに柔軟に対応できる体制づくりが必要であると考える。預かり場所を公共施設等に柔軟に設定できれば、提供可能な会員が増え、利用会員も安心して預けることができ、会員の増、利用の増に繋がっていくと考える。 ○本市においては、援助を行う会員の数が、援助を受ける会員の数の2割に満たない状況であり、援助を行う会員の確保が課題となっている。援助活動に理解及び熱意がある者であっても、自宅の広さや安全性、物品の破損等トラブル等に不安を覚えて、援助を行う会員となることに躊躇する者が少なくないと認識しているところであり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、当該不安の解消及び援助を行う会員の確保に資するものと考えられる。 また、本市においては、援助を受ける会員から「希望する地域で援助を受けられない」「子どもを預かる場所が原則として援助を行う会員の自宅であるところ、当該地域に援助を行う会員がいない」との苦情を受けることもあり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、実質的な援助拡大となり、本事業の課題解決の一助ともなる。 ○現在のところ、本市では自宅での預かりを原則としているが、今後、利用の拡大へ向けに施設を活用した預かりについて検討する必要もあると考えていることから、自宅以外の預かりについて柔軟に対応して欲しい。 ○当市でも同様に、依頼会員、協力会員ともに、会員宅での預かりに不安や抵抗を訴える声が多くあります。子どもが協力会員宅の物品を壊したら迷惑がかかることと事業利用を断念される方や、子育て支援の援助活動をしたと考えておられる方が自宅預かりでの不安から登録をやめられることもあり、会員の確保や活動に支障が出ている現状です。現状と会員のニーズを踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業の利用促進のため、子どもの預かり場所の見直しの本提案に賛同します。 ○平成27年度より事業を開始したが、自宅での預かりに限られた制度のため、預かりを希望する会員は増加傾向であるが、預かる側の会員数が伸び悩んでいる状況にある。伸び悩んでいる要因の一つとして研修受講が負担になることに加え、預かる場所も原則会員自宅となり、支障事例とおり多動性の児童であれば、自宅預かりに難色を示す会員も予想できる。また、地域における育児の相互援助活動推進及び多様なニーズへの対応を事業目的に掲げており、見直し又は緩和することで事業の目的に資するものと考えられる。 ○自宅での預かりで預けることに不安な保護者への対応として、自宅外の預かりを認めることは必要。同事業の今後の利用の拡大を図る上でも預かり場所の制限について緩和が必要。 ○多動性の発達障害があるケースについて、物損事故及び衝突事故等のリスクが高く、援助会員の受け入れが進まない。また利用会員もそのことを理由に、利用を遠慮されてしまう。 ○こればかりが強く環境の変化に対応が難しい発達障がいを持つケースについて、場所や人に慣れるまで時間がかかり泣き続けたらする場合があり、近所への遠慮等から自宅での預かりが難しいケースが発生している。 ○提供会員も依頼会員も預かる場所が提供会員の自宅ということに抵抗があり、なかなか活動が広がらない現状がある。そこで、子育て支援センターなど開かれた場所で預かることにより、会員同士安心して利用・提供することができる。また、1、2年度子育て支援センター等で預かることで、提供会員が子どもの特性を理解でき、子どもとの信頼関係もできるため、提供会員の自宅での利用へと繋がっていくことが期待できる。	当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行う会員の自宅としている。ただし、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであることに留意いただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○支障事例を踏まえた上で、適切な措置をご検討いただきたい。</p> <p>○なお、通所介護と通所型サービスAを同一事業所で実施する場合、各利用者の都合や事業所の広さの問題もあり、曜日を分ける又は場所を分ける等の措置をとることは非常に困難になっている。また、通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、各利用者に提供するサービスを分けることは、利用者間の不公平感を煽ることにつながり、トラブルの温床となる可能性が高いことから、そういった措置はとっていない。そのため、通所介護事業所で通所型サービスAを実施する場合、通所介護の利用者と通所型サービスAの利用者が同様のサービスを提供しているのが実態になっている。</p> <p>○他の支障事例としては、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&Aにおいて、定員超過減算の取扱いについても、それぞれ定員を超過した場合に算定となっているため、変更届の提出遅延により減算が適用されるおそれがある。</p>	—	<p>【世田谷区】</p> <p>○指定居宅介護サービスと指定介護予防サービスは一体的運営が可能であり、また第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る）においても同様の一体的運営が可能となっている。通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の対象者は、上記の指定介護予防通所介護に相当するもの対象者と同じ、要支援1・2・事業対象者であるため、一体運営が可能ではないかと考える。また、サービス内容についても、今までも居宅介護サービスと介護予防サービスとして異なるサービスの一体運営を認めていた状況から同様を考える。</p> <p>○全ての緩和した基準によるサービスとの一体運営は難しいかもしれないが、基準緩和をしても一体運営として認められる範囲を定め、その範囲であれば一体運営を認めることは可能ではないかと考える。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>サービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の定員については、別に設定すべきである。</p> <p>また、総合事業は、平成29年度より全自治体での実施が開始されたものの、約3分の2の自治体で、本年4月に総合事業を開始したことや、平成29年度末までは経過的に介護予防通所介護が実施可能であることに鑑みれば、現時点では、ご提案の内容について検証することは時期尚早である。</p> <p>そのため、ご提案の内容については、まずは全ての介護予防通所介護が総合事業へ移行した上で、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえ、検討する必要があると考えている。</p>	
<p>○ 回答のとおり、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は休止できることが水道法第11条から読み取れますが、水道法第10条（事業の変更）では、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加等の水道事業の拡大のみが明記されているため、水道事業の縮小についても明確化することで事業者の理解が深まると考えます。自治体によっては、休止及び廃止と給水区域の縮小は別物と理解されている可能性があります。</p> <p>○ また、関係省令において下記の項目についても明確化が必要と考えます。 ・給水区域の縮小に伴い、区域外となった地権者に対して法的に対抗できること。 （関係する全ての地権者から、区域縮小に対する同意を得ることは、相続等の関係から困難だと思われるため、給水区域の縮小を明示した図面を一定期間縦覧し、告示後は法的に給水区域の縮小が決定されたものとして位置付けられるようにする。現在、給水区域となっている地権者の相続人が、水道法第15条の給水義務の権利を主張された場合には、給水区域の縮小ができなくなる。）</p> <p>○ 回答欄に記載されている「当該地域の他の手段による水の獲得見込み」についても、具体的な方法を早急に提示していただきたい。</p>	—	<p>【盛岡市】</p> <p>厚生労働省見解は「施設での預かりも可能である」としているが、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱の改正により「センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外」となったものである。より保護者が利用しやすいよう、預かり施設を限定せず、センターが借り上げた施設における預かりも事業対象としていただきたい。</p> <p>【箕面市】</p> <p>支援児のみならず、新興住宅地などでは援助会員の自宅が遠いため支援できない場合も多くあることから、新興住宅地内の集会所などをセンターが借り上げ、そこで預かりを行うことで更に支援体制を強化できる。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、構成員から、許可基準の明確化が図られた際、許認可手続の具体化・明文化を求める意見があったのに対し、厚生労働省からは、水道事業の休廃止に係る基準・手続を概観できる解説等を準備するという趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ については、厚生労働省において今後の水道法施行規則の整備と併せ、提案団体の提案趣旨を踏まえ、当該解説等の作成に向けて、引き続き、検討を進めていただきたい。</p>		<p>○ 一次回答に示したとおり、水道事業者が給水区域を縮小する場合は、事業の一部を廃止することに相当し、水道法第10条（事業の変更）ではなく、同法第11条（事業の休止及び廃止）の規定に基づく手続を採ることとしており、水道法逐条解説（厚生省水道環境部水道法研究会編）でも説明しているところ。</p> <p>○ 第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、給水区域の縮小を念頭に第11条の具体的な手続を厚生労働省令で定めることとし、廃止予定の給水区域内に水の需要がある場合には、需要者の同意や飲用井戸の使用等の他の手段による水の獲得見込み等を許可の要件とすることを検討しており、同法律案成立後に省令等を整備することにより、給水区域を縮小する場合の許可基準を明確化する予定である。</p> <p>○ なお、廃止する予定の給水区域内において、現に給水を行っていない区域の地権者から同意を得ることを許可の要件とすることは考えていない。</p>
<p>現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈される。特に活動に慣れない間は、自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多くあがっていることから、公共施設等で預かりを行うことで、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることが期待されるため、公的な場所等（例えば公民館や地域の集いの場）での預かりができることを明示する等、要綱を見直していただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は、常時自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。</p>	—	<p>【盛岡市】</p> <p>厚生労働省見解は「施設での預かりも可能である」としているが、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱の改正により「センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外」となったものである。より保護者が利用しやすいよう、預かり施設を限定せず、センターが借り上げた施設における預かりも事業対象としていただきたい。</p> <p>【箕面市】</p> <p>支援児のみならず、新興住宅地などでは援助会員の自宅が遠いため支援できない場合も多くあることから、新興住宅地内の集会所などをセンターが借り上げ、そこで預かりを行うことで更に支援体制を強化できる。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈されるため、早期に要綱を改正していただきたい。</p> <p>○ 活動に慣れない間の自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多く、「自宅での預かりを原則とする」とことについても、見直すべきではないか。</p>	<p>現行制度で対応可能となっているが、実施要綱の規定がわかりにくいというご指摘を踏まえ、自宅以外の施設等での預かりについても可能である旨明記する予定。なお、自宅以外は例外措置という現行規定を見直し、児童館等の施設も自宅と並ぶ預かり場所として例示する内容に改正する予定である。実施時期としては、来年度の要綱改正時に他の改正事項と併せて対応することとしたい。</p>	

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
89	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業)の登録人数要件の見直し	地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること	ファミリーサポート・センターの運営については、50人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。 【現状】市町村単独で会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と共同で事業の実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、共同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成16年に高知市で開設されたから、平成28年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が1市のみという状況が続いていた。 【制度改正の必要性】ファミリーサポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される依頼委員の人数を算出すると、15人程度であり、実際に活動している依頼委員と提供委員の比率は3.2となっている。県内では、会員50人未満の場合に高知版ファミリーサポート・センター事業を単独費用で実施しているが、おおむね30人程度登録会員がいれば体制を確保することができると考えている。昨年度高知版ファミリーサポート・センターを開設した香南市においても、会員数が50人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリーサポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。	ファミリーサポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業であり、子育てしながら働いている方への心強いサポートになるとともに、地域での支え合いが広がることも期待される事業である。会員要件を緩和することにより、規模の小さな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	高知県		福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県	○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が県下全域で完了したが、近隣の市町村による共同実施など、県下24市町村に対して13センターでカバーしている。小規模での実施が可能になれば、多様なニーズによりきめ細かく対応できるようになると考える。 ○利用会員50人未満では国庫の補助が受けられないが、広域で実施すると移動距離や移動時間の面から、利用者の不便さが増すという支障が生じる。 ○会員数の要件により、国庫補助の対象とならないもの、市単独の事業としてファミリーサポート・センターと同内容の事業を実施している自治体があることから、自治体の規模等地域の実情に応じた運営には開眼する。 ○現在は解消されているが、当県においても過去に会員が集まらず、補助を受けられない自治体があった。 ○本県においても、3町において会員数が50人未満であり、単町費等で事業を実施しているケースがある。 ○本県においても、50人未満の事業を対象とした独自事業を展開しているが、財源の確保に苦慮しており、要件の緩和が望まれる。 ○要件が緩和されることにより、近隣市町村との共同実施が困難な離島市町村においても、地域のニーズに応じた事業の実施が可能となり、子育て支援の充実を図ることができる。 ○本県内市町村では類似の活動を行っている民間団体があるが、会員数が支障となり、制度実施に至っていない。地域の子育て援助活動の確実な支援のために会員数の規制緩和は重要である。	当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立して、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態把握を待たせたい。
33	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施	児童発達支援と放課後等デイサービスの合同実施	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それぞれの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時に満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する間は、児童発達支援事業を実施できない。	児童福祉法第21条の5の18第3項児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数)第10条(設備基準)	厚生労働省	香南市		港区	○現在事例はないが、港区でも両事業とも増加傾向である。共働き世帯の増加等から児童発達支援の実施時間については、夕方の療育の需要が見込まれるため、放課後デイサービスとの共同実施は、今後ニーズが高まると考える。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改正の効果」にあげられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。	
34	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	サテライト事業所における業務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し	人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、サテライト事業所における業務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、香南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまう。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。その主たる要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が働かず、事業者にとっては厳しい算定となっている。以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、業務可能な職員等の明示または、○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	児童発達支援事業が実施されていない地域で、サテライト事業所の開設が可能となり、地域の実態に応じたサービスの提供が可能となる。	児童福祉法第21条の5の18第3項児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条(従業者の員数)	厚生労働省	香南市	-	-	提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第8条に規定する従たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と従たる事業所は1つの事業所であるため兼務という概念がなく、提案の業務可能な職員の明示は不可能である。また、1つの事業所であることから定員を主たる事業所と従たる事業所で合算することは不合理ではない。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
高知県では、会員数が50人未満の小規模なセンターを「高知版ファミリーサポートセンター」として県単独費用で補助を実施しているところであるが、会員数が50人未満のセンターでも、依頼委員からの依頼に応えられなかったケースはなく、ニーズに対応できている状況にある。地方には民間の子育てサービスが乏しく、サービスの選択肢が少ない。柔軟な子育て支援制度であるファミリーサポートセンターは地方でも必要とされており、早急に検討いただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	〇実態調査の結果を踏まえて、地方自治体の実情に応じた運用ができるよう、弾力的な要件を早期に検討していただきたい。また、検討の具体的なスケジュールについても、明らかにしていただきたい。	当該事業全般の実施状況等について平成29年度に調査を行い、結果を基に、登録人数要件に係る適切なあり方についての検討に着手する。
〇本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、児童通所支援サービスを必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が極めて困難な状況である 〇本市では、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80～82条に定められている。児童発達支援事業と放課後等デイサービスの2事業を実施している定員10人の多機能型事業所がある。 〇多機能型事業所の人員配置については、留意事項通知において、「多機能型事業所に配置される従業者について職務の専従するものとし、各指定障害児通所支援事業ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能としたものである」とされているが、兼務ができることが示されているだけで、具体的に可能な配置が分かりにくく、本市では、各事業それぞれで職員確保が必要なものと考え、人員不足のため、事業の時間帯を分ける等(午前中：児童発達支援、午後：放課後等デイサービス)の対応を行っていた事例が生じている。 〇事業者等の誤解を招かないよう、留意事項通知で明示していただきたい。			【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改正の効果」にあげられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。 なお、兼務できる従業者の範囲については、基準自体において明確に規定していることから、解釈通知の改正については考えていない。	
〇本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、特に本市南部の近隣町村には、児童通所支援サービスを必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が極めて困難な状況であるため、単独事業所を設置できる環境ではなく、やむなく地域の中心である本市に所在する事業所を本体事業所とし、周辺市町村にサテライト事業所が設置されていた。 〇ところが、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第8条に規定する従たる事業所の人員配置について、従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうち1人以上は常勤且つ専従の者でなければならないこと等の要件がある上、その地勢的要因から本体事業所による連携・補充が難しく、児童への直接支援を専門的に行う保育士等の他、児童発達支援管理責任者をサテライト事業所にも置かなければ、個別支援計画を作成、保護者への家庭支援、保育所や医療機関等との連携等のマネジメントに支障があるため、児童発達支援管理責任者の配置が必要な実情があり、利用者が少数であるのに対して、人員負担が極めて重く、事業継続が困難な状況となり、当該サテライト事業所も閉所せざるを得ない状況となった。 〇閉所した地域には、今後もお利用を希望する児童等が存在し、十分なサービスを提供できなくなってしまったことを本市及び関係町村も深刻に受け止め、本体事業所とサテライト事業所の連携が困難な場合に、職員配置をどのように行えば事業経営が可能か検討したが、解決策が見いだせない状況である。 せめて、 ① 本市所在地域のようなケースでも、サテライト事業所の運営が可能となるよう、サテライト事業所の運営負担の軽減策の提示(利用人数や事業所の利用頻度に応じて、従たる事業所の「常勤且つ専従の従業者」要件を緩和する等) ② ①が困難な場合、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」について(平成24年3月30日障発0330第12号)において、「主たる事業所」と「従たる事業所」の利用定員を合算する取り扱いを見直し、従たる事業所単位での利用定員に基づく運営単位の算定とする。又は、小規模事業所の運営が可能となるよう、運営単価を引き上げる。 〇いずれにせよ、利用を希望する児童等が現に存在しながら、利用の断念や本市までの通所を余儀なくし、本地域の対象児童の発達支援に大きな影響が生じていること、及び、小規模事業所も、サテライト事業所でさえも事業継続が困難である地域性をご勘案頂き、本地域でも都市部等と同様に、速く当該福祉サービスの受給権を、子ども達に保障できるよう、上記提案を含め何らかの措置をお願いしたい。			【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第8条に規定する従たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と従たる事業所は1つの事業所であるため、兼務という概念自体がない。 ご提案の①については、現行の規定では、希勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていれば足りるものでもあり、これは運営上必要な最低限の要件を課しているものであることから、これ以上の要件緩和は困難である。 また、②については、報酬単価は人員配置基準に基づき設定しており、従たる事業所を単独の事業所とみなして同様の報酬単価を算定することは不合理である。なお、小規模事業所を含め、障害福祉サービス等の報酬のあり方については、経営実態調査等を踏まえ、平成30年報酬改定の議論の中で検討されるものである。	

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
36	A	権限移譲	医療・福祉	<p>幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲</p>	<p>本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。</p> <p>なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。</p> <p>これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。</p> <p>一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。</p>	<p>窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。</p> <p>事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がると考えられる。全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>松山市</p>	<p>青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県</p>	<p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>○本市も、同様の経過があり、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。</p> <p>○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○本市においても県と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。</p> <p>○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>○現在、認可外施設から地方数量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせては事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。</p> <p>○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。</p> <p>○認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。</p> <p>○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改革が必要と考える。</p> <p>○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>	<p>中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。</p>	
253	A	権限移譲	医療・福祉	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲</p>	<p>中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかるとする事務を一体的に進めたい。</p> <p>・幼保連携型認定こども園の認可権限:知事、政令市、中核市</p> <p>・幼保連携型認定こども園以外の認定権限:知事、政令市(H30年4月～)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務についての事務の効率化につながる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合</p>	<p>旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県</p>	<p>○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p> <p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○認定等の権限とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えるが、「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。</p> <p>○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。</p> <p>・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。</p> <p>・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監督権限を有しているため、事業者にとって負担感が大きい、行政でも監査の着眼点や指摘事項の振り合せ等の事務が必要となっている。</p> <p>○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。</p> <p>○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がると考える。</p> <p>○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>	<p>中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	—		—	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説明を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>
早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	—		—	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>	<p>○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説明を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。</p>	<p>引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
41	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	公費負担医療における特例的な自己負担上限額の算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用されている。しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分)と同じ算定式を適用した場合には公費負担を軽減することができる。なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	公費支出を抑制することができ、それにより生じた財源で他の施策を拡充することができる。	「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支払いについて」昭和48年10月30日 保発第42号・庁保発第20号 各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知	厚生労働省	別府市	長崎県提案分 ※各県の年間更新件数 福岡 3,800件 佐賀 800件 大分 1,000件 鹿児島 1,200件 沖縄 500件 山口 800件	ひたちなか市、豊橋市、出雲市、飯塚市 ○公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用している。しかし年度末に、該当者の所得区分を確認して、高額療養費の自己負担限度額を適用し再計算した結果で歳入更正等を行っているため、「制度改正による効果」欄にある効果はない。ただし、今回の制度改正を行うことにより、年度末の歳入更正などの事務処理が不要となり、事務負担が軽減されることの効果は大きい。 ○福祉医療分のうち社会保険分を支払基金に委託する場合には、同様の支障が生じることから課題となっている。 ○提案により公費負担は抑えられるが、医療保険者の負担が増えることとなるため、国民健康保険者の立場からは本提案に反対である。本提案を基に改正されるのであれば国民健康保険者の負担増となる影響額について財政支援措置を講じるよう要する。また、事務量について、現時点では方法及び対象者が未定ではあるが、所得照会に対する回答や限度額適用認定証の発行件数の増加が予想され、被保険者数が90万超の本市では事務量の増加が見込まれる。	○公費負担医療に係る高額療養費の支給について、現在、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費を除き、所得区分にかかわらず、年齢に応じて一律の自己負担限度額が適用されている。全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することした場合、 ・事務処理対応が可能なのか、 ・医療保険財政が厳しい中、保険者の理解が得られるか、 等慎重に検討する必要があり、直ちに対応することは困難である。	
47	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	【支障事例】 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担を大幅に軽減することができる。また、長崎県においては年間約1,200件程度の更新申請を受け付けており、職員の手務負担の削減も図られる。	【効果】 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担を大幅に軽減することができる。また、長崎県においては年間約1,200件程度の更新申請を受け付けており、職員の手務負担の削減も図られる。	肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知) 肝炎治療特別促進事業の業務上の取扱(平成20年3月31日 健疾発第0331003号)	厚生労働省	九州地方知事会	北海道提案分 ※各県の年間更新件数 福岡 3,800件 佐賀 800件 大分 1,000件 鹿児島 1,200件 沖縄 500件 山口 800件	北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟県、静岡県、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市 ○本県の年間更新件数 1,104件 ○本市における核酸アナログ製剤治療の申請は、新規が年間40~60件、更新は年々増加し、平成28年度には324件となり、平成23年度と比較し倍増している。 受給者のほとんどは毎年更新手続きが必要であり、受給者の負担となっている。 また、職員の事務負担も増加している。 ○効率的な事務につなぐことができ、受給者においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。(H28年度申請数 175件) ○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく国要綱に基づき実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保と事業実施の安定化を図ることが同時に必要と考える。 ○年間更新件数が多く、有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担及び職員の事務負担の軽減が図られる。 ※H28更新件数 約1,000件 ○本県においても、年間約2,500件の更新申請があり、相応の事務量となっている。 国においては、平成28年4月から、更新申請の簡素化が図られたところではあるが、当県の肝炎治療認定協議会においては、医学的な観点からも、1年毎の検査結果や治療内容の確認は基本的には不要であるとの意見をj持している。しかしながら、治療経過中に悪化により、薬剤変更する例も見られるため、更新期間の設定については、審議が必要との意見も併せて出されている。 審査認定については、審査が上がる場合、数年間変更が保留される可能性が高くなるが、件数としては極少ないため、大きな影響はないと考えられる。 ○本市においても、毎年200件以上の方を対象に更新申請を受理し県へ進達している。 更新手続きにあたり患者様の負担となるのは、 ①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的制約 ②診断書作成料、住民票、課税証明等必要書類の取得に係る金銭的負担 があり、昨年度より川県では、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの送付を行うことで継続的に治療が必要と判断され服用を続けていることが分かれば診断書の提出が不要となり①について患者様の負担の軽減が図られている。 年に一度の更新手続きが必要となっている背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者と患者の属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規・更新含めた申請者のうちほぼほぼ1万円の判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長と併せて自己負担額の一本化(一律1万円)も提案する必要があると思われる。 ○本市においては、年間250件前後の更新手続きを行っており、有効期間が延長されれば、受給者の負担軽減と共に、職員の負担も軽減できるため、本提案に賛同する。 ○患者負担の軽減及び県事務負担の軽減につながるものと考ええる。 本県の平成28年度更新件数:1,024件 ○本県: 800件 ○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>事務処理については、現状においても公費負担医療の利用の有無に関わらず、負担限度額認定証を発行(表記される内容は区分ア～オのいずれか)しているため、特別な事務処理が増えるものではなく、対応可能である。医療機関、国保連合会、社会保険診療支払基金へ難病医療及び小児慢性特定疾患と同様の請求をするよう周知徹底することが必要となるだけである。</p> <p>また、保険者の理解については、社会保障制度の根底に関わる他法優先の考えが及ばず、より多くの公費が投入される結果となっている制度の是正という趣旨から、理解を求めていくべきものと考えます。</p> <p>現行の運用を継続することは、大きな税負担を国民全体に強いるものであり、社会保障制度の長期的な健全運営のため、早期に改善することが求められるものと考えます。</p>	—	<p>【豊田市】</p> <p>全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、当該の事務負担の軽減を図ることができる。しかし、その実現のためには公費医療担当課との調整が必要であり、また公費医療担当課においては受給者証の様式や記載内容、発行時期の見直しなどが追加業務として予想される。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、公費負担、事務処理を鑑み、総合的に検討すること。</p>		<p>ご提案については、自治体や保険者の事務負担や財政への影響等について、関係団体から意見を聴取しながら総合的に検討してまいりたい。</p>
<p>ご指摘のとおり、公平性の観点から、自己負担限度額の設定のための所得状況の確認を一年毎に行う必要があることは理解しているが、これについては、個人番号(マイナンバー)を活用した情報連携等により対応できるのではないかと考えている。</p> <p>核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続しなければならぬ現状を踏まえ、医師の診断書の提出を求め認定協議会の協議を経た認定を毎年行わねばならないが、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議にお諮りいただきたい。また、今後の検討スケジュールの見通しの提示及び検討状況の速次報告をお願いする。</p>	—	—	—	<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨は尊重するが、認定の期間を検討するに当たっては、以下の点について留意が必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>① 医療費を公費で負担していることから、定期的な更新手続は必要と考える。</p> <p>② 定期的な更新手続を行うことは、患者に定期的な受診・検査を促すことになり、重症化予防につながる。有効期間が長期となった場合、却って病状悪化の発見が遅れることも想定され、患者の不利になる。</p> <p>③ 平成28年度から更新申請の際に、血液検査の結果と薬が処方されていることがわかる資料の両方を以て診断書に代えることができるようになり、患者負担は軽減された。</p> <p>④ 有効期間が長期となった場合、自己負担額の決定の問題が生じる(当初の課税年額で決定した自己負担額が、途中で変わっても確認できない)。</p>		<p>自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、前回は回答しているところだが、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考えている。ただし、提案のあったマイナンバーの利用に関しては、肝炎の医療費助成に関する事務が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号の要件を満たす独自利用事務の事例として既に情報連携の対象となっているため、適宜、活用していただきたい。なお、マイナンバーの活用については、肝炎施策担当者が参加する会議等で周知を図ることとした。</p> <p>また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議で、今後検討を行い、平成30年度中を目途にどのように対応するかどうかの結論を得ることとする。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
48	A	権限移譲	医療・福祉	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	【現状】 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。 【厚生労働大臣】 ・原体の製造(輸入)を行う業者 【都道府県知事】 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。 【支障事例】 ・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかっている。 ・原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨の要請が寄せられている。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	【効果】 都道府県から地方厚生局への進達や地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等がなくなることで、事務処理期間の短縮が図られ、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者の利便性を高めることができる。	毒物及び劇物取締法第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	九州地方知事会	福岡県提案分	福岡県、 滋賀県、 徳島県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。 ○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案案と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等が図られれば、事務権限の移譲が可能であると考えるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。 なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期(1か月以上)に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対して処理できるのが望ましいと考える。 ①に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備は是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果(事務処理期間の短縮)は得られないものと考えられる。 ③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。
39	A	権限移譲	医療・福祉	原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。 【所管事務】 ○厚生労働省 ※法第4条第1項 ・原体の製造を行う製造業者 ・原体の輸入を行う輸入業者 ○都道府県知事 ※施行令第36条の7 ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う輸入業者 一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするとともに、登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。このため、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。 また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものとする。	都道府県から地方厚生局への副申・進達や、地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等が不要となり事務処理期間が短縮されることで、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の利便性を高めることができる。	毒物及び劇物取締法第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	栃木県		福島県、 滋賀県、 徳島県、 宮崎県、 沖縄県	○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。 ○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案案と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。 ○地方厚生局へ進達することで処理期間が長くなっている。	毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体(100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い)は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等が図られれば、事務権限の移譲が可能であると考えるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。 なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期(1か月以上)に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対して処理できるのが望ましいと考える。 ①に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備は是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果(事務処理期間の短縮)は得られないものと考えられる。 ③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。
50	A	権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する審査権限の道府県から指定都市への移譲	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡において道府県が行うこととされている。 熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への積極的な指導・研修をすることとされており、二重指導が懸念されている。 また、道府県の場合、実際に認定業務を行う局の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受け取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続としての整合性が図られる。	【効果】 区役所での認定事務に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が図られ、地域の自立性が高められる。 【懸念の解消策】 指定都市が行う認定事務については、国の監査指導の対象であるため、国による実態状況の把握が可能である。	特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)	厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、 新潟県、 静岡県	○市町村(政令市を含む。)への指導監査は、国、県で行っている。本県政令市は認定事務を区役所で委託していたため、現在支障となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委任した場合は効率性の観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。 ○区役所の負担軽減と行政の効率化が図られる。	平成27年度に特別児童扶養手当認定事務等の道府県から指定都市へ移譲した際に、引き続き道府県が指定都市(本庁、区役所等)を監査することとしていたが、認定事務等の移譲から丸2年が経過したことから指定都市による内部監査を足りると考えられるため、道府県の指定都市に対する監査を解除し、指定都市の区役所等への監査・研修については指定都市の本庁が行うこととする。 なお、指定都市に対しては、国から通知及び事務連絡により、監査担当職員の人資の向上、統一的な指導監査の実施をお願いする。 注)上記の実施にあたっては、指定都市の業務が増加することとなるため、全指定都市または指定都市市長会から了解を得ることが条件と思われる。
51	A	権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	【支障事例】 特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求先は事務連絡において道府県が行うこととされている。 処分(区役所)と当該処分に対する審査庁(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが煩雑になっている。 また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事とした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。」と規定され、処分が審査請求先とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なっている状況。	【効果】 認定申請と審査請求の窓口を一本化することにより、住民の煩雑さ、分かりにくさが解消され、指定都市の受給者の利便性が高まるとともに、行政の効率化や事務処理期間の短縮が図られる。 【懸念の解消策】 審判員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)	厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、 静岡県、 大阪府	○現在、政令市の処分に係る審査請求の実績はないが、審査にかかる資料の収集や手続きの煩雑さの観点から処分行である政令市が審査請求先となることが望ましい。	法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の2第1項の規定においては、他の法律に特別の定めがある場合を除くこととしていたが、認定事務等の移譲から丸2年に対して、市町村長が行った処分については都道府県知事に対して、それぞれ審査請求を行うこととされている。 特別児童扶養手当に係る事務は法定受託事務であることから、基本的には、地方自治法の規定が適用されるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第27条の規定において、都道府県知事が行った処分に関する審査請求については、都道府県知事に審査請求することができることとされている。この規定は、都道府県知事による不利益処分を受けた者が、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができるよう、救済機会の確保の観点から特例的に設けられているものである。(特別児童扶養手当制度は国が定める認定基準に基づき、各都道府県知事・指定都市市長が認定を行っていることから、処分に係らず、最終的な審査は厚生労働大臣が行うことが必要である。) 一方で、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分に関する審査請求は、地方自治法の規定に基づき、都道府県知事に対して行い、都道府県知事の裁決に不服があれば、特別児童扶養手当法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に再審査請求を行うことができる。 このように、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分については、厚生労働大臣への再審査請求の機会が確保されていることから、法第27条と同様の特例を設ける必要性はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○化学物質の中で人に対する毒性が強いものを毒物劇物として指定しており、原体のみ毒物劇物に指定されている物質も多い。このことから、毒物及び劇物に指定されているものであれば、製剤であってもリスクが高いものであり、原体の製造（輸入）業のみを国の事務とする必要性はないと考える。そもそも、製剤の製造（輸入）、原体の製造（輸入）にかかわらず、現地調査は都道府県が実施している。</p> <p>○基大な災害等が発生した場合であっても、毒物劇物監視指導指針に従い、厚生労働省へ通報・報告を行っており、かつ、厚生労働省及び自治体間の緊急連絡先も共有されており、情報の把握を可能とする組織体制は構築されていると考える。</p> <p>○そもそも、製剤の製造（輸入）か原体の製造（輸入）かの違いにより、申請書等のあて先や手数料の納付方法が異なるなど、事業者にとって、分かりにくい制度となっていることが問題である。都道府県に登録の権限を一元化することにより、事業者にとって分かりやすい制度となり、国が積極的に取り組んでいる申請者側の行政手続きコストが削減できる。また、少なくとも、地方厚生局での事務処理期間を短縮することができる。</p> <p>○都道府県には、申請者から、いつ登録されるのかとの問合せが寄せられており、その際には、原体の製造（輸入）業については地方厚生局において登録票を作成する等の法制度に関する説明を行った上で、すでに副申書を添えて厚生局に対して進達を行っていること、厚生局から登録票が届き次第連絡する旨を告げて対応しているところである。</p>		<p>【福島県】</p> <p>①該当なし</p> <p>②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの進達及び地方厚生局からの交付に係る期間（概ね7～10日間）が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながる。と考える。</p> <p>③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。（昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。）</p> <p>以上のことから、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。</p> <p>なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。</p>	<p>○ 大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。</p> <p>○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>	<p>提案のあった、毒劇物の原体を製造（輸入）する者に対する毒劇物製造（輸入）業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することとする。</p> <p>ただし、移譲の実施にあたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒劇物の情報を国及び都道府県間で把握できる組織体制や仕組みの整備が必要である。現在、具体的な組織体制等について検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、災害発生時等における対応及び情報共有の状況の把握、各都道府県で権限移譲された際の受入体制整備のための人員・予算要求及び手数料条例改正等のために必要な期間等である。</p> <p>当該アンケートの結果を踏まえ、</p> <p>① 平時に加え、災害発生時等における地方厚生局（又は厚生労働本省）と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備、</p> <p>② 現に保有している資料の引継ぎ等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移管に向けて必要となる事務的対応、</p> <p>③ 上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等</p> <p>について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮した上で、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいります。</p>
<p>○ 本県が本提案に至った理由としては、登録事務に係る国の標準事務処理期間が60日と設定されているため、製造（輸入）業の登録申請を行おうとする事業者は営業開始予定日の60日以前に申請や現地調査のための準備等を行わなければならない、これらの期間を見越した手段が負担になっているためである。また、権限移譲されることで都道府県から国（地方厚生局）への副申・進達に係る郵送期間分を短縮することもできるため、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られるものとする。</p> <p>○ 以上のことから、早急に都道府県における実態の把握に努め、事務権限の移譲を実現していただきたい。</p> <p>○ なお、本県においては毒物又は劇物に係る事故等の発生時にはこれまで国や近隣の都県等に迅速に情報提供しているところであるが、権限移譲に際しては、事故等発生時の国と都道府県の役割や対応等を明確化する必要がある。また、移管事務の取扱いについても、国と都道府県間の情報共有の仕組みや都道府県が保管すべき資料及び移管を受ける資料等について、整理する必要があると考える。</p>		<p>【福島県】</p> <p>①該当なし</p> <p>②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの進達及び地方厚生局からの交付に係る期間（概ね7～10日間）が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながる。と考える。</p> <p>③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。（昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。）</p> <p>以上のことから、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。</p> <p>なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。</p>	<p>○ 大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。</p> <p>○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。</p>	<p>提案のあった、毒劇物の原体を製造（輸入）する者に対する毒劇物製造（輸入）業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することとする。</p> <p>ただし、移譲の実施にあたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒劇物の情報を国及び都道府県間で把握できる組織体制や仕組みの整備が必要である。現在、具体的な組織体制等について検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、災害発生時等における対応及び情報共有の状況の把握、各都道府県で権限移譲された際の受入体制整備のための人員・予算要求及び手数料条例改正等のために必要な期間等である。</p> <p>当該アンケートの結果を踏まえ、</p> <p>① 平時に加え、災害発生時等における地方厚生局（又は厚生労働本省）と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備、</p> <p>② 現に保有している資料の引継ぎ等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移管に向けて必要となる事務的対応、</p> <p>③ 上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等</p> <p>について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮した上で、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいります。</p>
<p>早期の実現をお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>指定都市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>		<p><実施方針></p> <p>平成27年度に道府県から指定都市へ認定事務等の権限が移譲された際に指定都市において指導監査体制が整っていなかったことから、指定都市（管内区役所及び福祉事務所等を含む）に対する指導監査については引き続き道府県が行うこととしたところである。</p> <p>このたび認定事務等の移譲から丸2年が経過し、指定都市の指導監査体制が整ってきているところもあると考えられることから、指定都市の本庁が認定事務等を委任している管内区役所及び福祉事務所等を指導監査することと可能とするものである。</p> <p>なお、実施にあたっては、道府県と指定都市において十分な協議を行った上で移譲することを申し添える。</p> <p><具体的手続き></p> <p>現行の取扱いを定めている「特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について」（平成26年10月31日事務連絡）の「7.その他」の「(2) 監査指導について」の取扱いを、平成30年度から指定都市の本庁が区部を指導監査することと可能とする旨に変更するため、その旨の事務連絡を发出することにより対応する。（多くの事項の中の1事項の変更であるため、元事務連絡の改正とはしない。）</p> <p>なお、上記以外の法令及び通知等は改正の必要はない。</p>
<p>本提案は、行政の効率化や事務処理期間の短縮を目的とした提案であることから、「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」の観点ではなく、「住民の利便性の向上・行政の効率化」の視点で再度検討をお願いしたい。</p> <p>管理番号52「生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲」においては、「都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市（以下「指定都市等」という。）の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討」するとの回答がなされており、同様の取扱いをお願いしたい。</p> <p>なお、指定都市を審査請求先とすることに際し、現行の都道府県知事の裁決に不服がある場合と同様の取扱いとなるよう、特別児童扶養手当法に厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができる旨を規定することにより「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」は担保されると考える。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>提案の趣旨を踏まえ適切に検討すべき。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたい。</p>		<p>指定都市市長が行う特別児童扶養手当の処分については、法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の2第1項の規定に基づき都道府県知事が審査庁となることにより、厚生労働大臣への再審査請求の機会が確保されることから、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条と同様の特例を設けていない。厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が移譲される指定都市の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
186	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を未納し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡って手当を返還させる必要があるため、公的年金給付支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。	児童扶養手当受給者が公的年金給付を遡及して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数十万円～百万円となる場合があり、本市では5世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当を遡って返還することができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 ○年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのクレームも多くなされている。	児童扶養手当返還額の債権管理業務の負担軽減に繋がり、債権回収率が高くなることで財政負担の軽減。児童扶養手当事業は、財源が国費1/3、市費2/3)にも賅がる。また、児童扶養手当受給者にとっても手当返還額と公的年金給付金遡及支給額とを清算した上で公的年金給付金を支給することで、手当返還額の納入手続きの負担を軽減することができる。	児童扶養手当法第3条及び第13条の2 児童扶養手当法施行令第6条の3及び4	厚生労働省	奥州市		<p>福島県、郡山市、群馬県、川崎市、平塚市、厚木市、海老名市、新潟市、大垣市、多治見市、静岡県、沼津市、磐田市、豊橋市、春日井市、城陽市、箕面市、伊丹市、出雲市、山陽小野田市、徳島県、高松市、飯塚市、春日市、熊本県、宮崎市、延岡市、鹿児島県</p> <p>○障害年金受給にかかる返納金発生は、本市においても多数事例があるが、債務承認書を送り、納付書を送付しても全く納付してくれない者や、催告しても逆に、返納が発生したのは行政の怠慢と言われることがある。整備を行ってもらえれば、返納のとり直しもなく、財政負担軽減につながる。 ○本県においても、次のとおり支障事例がある。公的年金給付の遡及支給による児童扶養手当の返納金債権は、31件、13,987千円に上る(平成28年度)。公的年金給付が遡及される性質上、返還金の発生を完全に防止することは不可能であり、また、受給者に過失が認められないケースも多い。そのため、返還について理解を得ることは容易ではない。公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにすれば、返還金債権発生による大幅抑制が期待できるとともに、債権者・債務者双方にとっての心的・事務的な負担軽減となる。 ○児童扶養手当受給者に公的年金が遡って支給されることが確認できた時点で、その後の児童扶養手当過払金債権が発生しないよう、初めての年金支給日に合わせ速やかに児童扶養手当が返還されるよう事務手続きを進めなければならないことと、また、受給者と直接関わる町村担当職員に受給者への返還指導を依頼するなど、債権発生を未然に防ぐための事務負担増となった事例は、当県においてもある。 ○【支障事例】 障害年金については、定期的な確認では受給権の有無の確認が困難であり、さらに遡及して障害年金の受給権が該当することもあり、手当の返還額も高額になる。年金受給開始後に受給権が発生した場合、返還額が高額だと一括での返還が困難になるケースもある。 【制度改正の必要性】 公的年金給付額から児童扶養手当額を差引くことで児童扶養手当受給者の負担が軽減できる。 ○当市でも、精神疾患による障害年金が、遡及して支給決定されたことにより、返還金が発生し、同様に返還金の発生自体も心理的負担になっていることに加え、外出が困難な病状の場合もあり、金融機関まで納入手続きに行く手間も、本人の負担となり返還が進まない事例がある。 ○本市においても同様の支障事例が発生している。この提案に基づいた期間の公的年金が一括して給付される際に、児童扶養手当の返還額を差し引く必要があると捉えているが、年金の支給額、受給者の生活状況や他の債権の存在など個々の状況を精査した上で、提案事項のような選択肢があることは有効と考える。 ○本市で公的年金を遡及して支給することにより過払いが発生し現在返納している件数が9件、債権残額が4,990,120円となっている。受給者から公的年金の申請をしたことについて連絡があった場合、遡及して支給が決定したため過払いが発生してしまう。遡及して公的年金の支給が決定した場合、手当の過払い金額も高額となるため、分割返納となると完納まで長期間かかってしまう。未納が続き督促等しても返納してもらえないことがある。また、日中仕事をしているため、納付書等で銀行振込することが難しいとの意見もある。公的年金給付額から児童扶養手当返納額を差引くことで、債権を確実に回収することができ、財政負担の軽減が期待できる。また、返納者が銀行等へ出向き、返納手続きをする負担を減らすことができる。 ○公的年金が遡及支給となり、児童扶養手当返還金が高額となるケースが年数件ある。相殺ができれば、こうしたケースの債権管理は不要となる。 ○本市においても児童扶養手当受給者が障害年金を5年分遡って受給したケースがあった。年金が振り込まれる前に、返還について同意を得ることができたので、滞納にはならなかったが、受給者は児童扶養手当が生活費の収入としており、年金を受給しても同様であるため、生活ができないという主張で最後まで納付されなかった。債権回収が円滑に完了する場合は、返還する本人の意思による部分に影響するため、本人の同意に關係なく、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。 ○本市においても、公的年金を遡及して受給したことによる返還金約550万円が未納になっている。 ○当市では、同様の案件による未納額は7世帯、5,827,580円となっており、債権回収の懸念事項となっている。 児童扶養手当と公的年金の金額併給を認められていないため、それぞれが調整を困って支給すべきであり、児童扶養手当の支給の際には、年金関係機関へ年金支給額を確認して支給していることから、年金支給の際には児童扶養手当の支給状況を確認した後に支給すべきではないか。児童扶養手当額を差し引いた分について、自治体に支給するか、年金額を減額するかについては法整備等により対応していただきたい。 ○公的年金給付を遡及して支給したことで、児童扶養手当債権が発生した事例が直近でも5件あり、1件あたりが数十万～百万円と高額であること、また公的年金給付を受けた場合は返還の必要があることを知らずに支給を受けてすぐに消費するなど、児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、数年にわたって分割納付により対応するなど債権回収事務が大きな負担となっている。 ○障害年金受給者は、遡及して給付を受ける事例が多く、定期的な児童扶養手当受給者への聞き取りをしても債権発生を防止することは困難である。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の債権の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 ○公的年金の支給に係る事務の処理期間が短縮されれば、給付の防止につながるかと考えられますが、もとより年金サイドにおける児童扶養手当との併給調整の制度啓発を主体的・継続的に取り組まなければならないと考えます。 ○周知していてもこのようなケースが発生することは懸念されることである。当事者には遡りの返還は納得のいくものではなく、すんなりとは返してもらえない事もある。年金から調整されれば返還の負担は軽減されると思われる。 ○年金を遡及して支給したことにより、児童扶養手当の返還金が高額となり、一括での返還も困難なため、長期間にわたる返還計画を結ぶ事例がある。提案内容のように制度を変更することにより、受給者も自治体も負担軽減につながることを期待できる。 ○公的年金を遡及して支給する場合、当市においても児童扶養手当返還額が一人当たり数十万から数百万円となる場合があり、現在も未納のままである。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。 ○本市においても同様な状況であり、平成28年については7件中5件、約300万円の滞納があり、なかには、公的年金給付を5年遡及して受給し、児童扶養手当の返還額が277万円にもなるケースもある。分割納付により返還完了まで長期に及ぶ場合が多い。 ○公的年金給付を遡及して支給する受給者の把握が難しく、年金関係機関や、市民課、生活福祉課等からの情報提供等、早期把握の検討している。 ○年金が遡及し支払われるが、一方で児童手当で、その分を返還することになることに理解が得られないケースが多くみられ、滞納に繋がっている。 ○本市においても同様の事例があり、関係機関への照会等から債権発生防止や発生後の未納防止に努めている。 しかし、毎年数名程度の未納者が出ていることから、年金給付額から手当返還額を調整し、調整分を給付期間から自治体へ返還することにより、受給者負担(債権発生に伴う心理的負担や納入手続の負担)を軽減することができる。 ○本市では現在、1世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。年金事務所等への照会等により、早期発見及び納付に努めているが、債権としては毎年数件発生している。 ○公的年金給付を遡及して支給する場合、児童扶養手当の返還額が数万円～百万円となる場合があり、本市では10世帯、手当返還額約560万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても生活が苦しい等により児童扶養手当の返還に応じることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及び、または支払能力がないことにより不納欠損となる場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者への聞き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○公的年金給付は遡及する場合も多く、児童の年齢到達等により資格喪失した者への聞き取りの機会がない場合や転出により接触が困難な場合もある。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>「受給者の生活を維持するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがある」との回答をいただいたが、今回要望した併給調整については、重複給付による過剰給付を防ぐ仕組みであり、併給調整後の受給額は、受給権者がそれまでに受給していた額を下回ることのないため、受給権者の生活が脅かされることは無いと考える。</p> <p>併給調整対象となる受給権者には生活上の金銭的基盤が弱いものも多く、現状のとおり併給調整を行わずに受給されたままとなった額の公的年金等は、消費に回り、児童扶養手当の返還を求めても手元に現金が残っていない場合がある。</p> <p>また、児童扶養手当返還の督促等は、返還対象者に強いストレスを与えるため、特に精神疾患患者にあっては、その症状を重症化させる要因にもなりかねない。年々増加する精神疾患による障害年金受給者数からも、こういった要因は軽視できないと考えており、実際に市民からも児童扶養手当返還に係る苦情又は制度改善要望を聞くことも少なくない。</p> <p>予め併給調整が可能となった場合は、このような事態は未然に防ぐことができ、返還対象者の事務的及び心理的負担も軽減されることから、返還対象者からも歓迎されるのではないかと考える。</p> <p>また、市にとっても併給調整は児童扶養手当返還に係る事務負担を軽減するほか、返還対象者からの返納の有無に関わらず国庫負担金は必ず翌年度に清算され、不納欠損となった場合、当該国庫負担金相当分まで財政負担ししなければならない現状も解消される。</p> <p>なお、マイナンバーを活用した日本年金機構等との年金関連情報の照会事務も検討されているが、地方公共団体が日本年金機構等に照会する仕組みとなっており、多数の児童扶養手当受給者について、いつ公的年金等の選及受給があるか不明な状況にあって毎月悪質調査することは、事実上不可能である。したがって、この場合には、公的年金の受給申請時に、地方公共団体からの情報に基づき、日本年金機構等の側において児童扶養手当の受給状況を突合する仕組みが必要となる。</p> <p>以上を踏まえ、制度の根本的な改正も含め、支障を解決する具体的な見直し案について検討いただきたい。</p>	有	<p>【新潟市】 受給権者の生活を保障するための年金の給付を受ける権利を保護することとしていることは理解できるが、既に支給している児童扶養手当を年金と見立て、受給権者には差額のみ支払い、児童扶養手当相当額を各自治体に充当することは年金法制度の基本的な趣旨を損っていないと考えます。児童扶養手当返還に係る受給権者及び自治体双方の負担軽減につながるともに、社会保障費の適正な給付に資することから再度検討をお願いしたい。</p> <p>【静岡県】 公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を支給することができないのであれば、年金支給決定、支払予定日を自治体に連絡するなど改善を図っていただきたい。あわせて、児童扶養手当受給者に対し、年金受給決定後の自治体への届出義務について、年金事務所窓口で周知徹底をお願いしたい。</p> <p>返還については受給者にも負担となるため、円滑な処理について協力を要望する。</p> <p>【春日井市】 年金の給付を受ける権利が受給者の生活を保障する観点から一身専属のものと規定されている趣旨については理解するが、年金が選及された期間の生活が、児童扶養手当の給付により保障されていた点、選及により生じる債権回収等の自治体の負担が大きい点なども考慮し、法改正を含めた制度の見直しを検討されたい。</p> <p>【箕面市】 公的年金受給者の児童扶養手当返還に係る心理的負担を軽減するとともに、適正に返還が可能になるよう公的年金から児童扶養手当返還額を差し引くことを可能とする法改正を検討されたい。</p> <p>【山陽小野田市】 回答内容を承知した上での提案である。選及分に限ってのものであり、生活の維持に影響しないものとする。現行の手法のほうが国民に多額の債務を負わせることになる。受給権の保護も担保融資や国庫滞納処分の例外を認めており、適切な法整備により本件のような場合も特例としていただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めらる。</p>	<p>○今回の提案はあくまでも併給調整を実現する方法に関するものであること、また、併給調整後に支給する年金額が実質的に減るわけではなく、生活を豊かに十分な額は支給されることから、受給権者の生活を維持するという年金制度における基本的な趣旨が損なわれるとは言えないのではないか。</p> <p>○むしろ、清算を可能とすることにより、返還のための手続等が解消されるため、受給者の負担軽減にもつながるのではないか。</p> <p>○提案団体からは、精神障害者の受給者が返還に強いストレスを感じていること、さらに、併給期間を含めて一度に多額の選及年金額が支払われ、かつ、手担当当局に通知も切実な支障が寄せられている。また、多くの団体から追加共同提案があったところであり、地方の現場から強く支障の解決を求められていると考える。</p> <p>このように、提案団体及び受給者の双方にとって負担となっている現状を鑑み、他の貴府所管の給付制度も含め、提案の趣旨に即した具体的な見直し案について早期に検討されたい。</p>	<p>前回は回答したとおり、年金から児童扶養手当の返還額を天引きすることは、以下により困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故の発生に伴う稼働能力の喪失等に対し、その後の生活維持のための所得補償を目的としており、その受給権は、国民年金法等の趣旨・目的を損なうことのないよう、法律により、譲渡や差押えが禁止されている。公的年金の給付は、全国民にとって高齢期等の生活を支える存在であり、期待された給付を安定的かつ確実に行うことが重要である。 ・ 差押え禁止債権たる年金の受給権は、民法第510条により、相殺が禁止されている。こうした中で、児童扶養手当の返還についてご提案のように、児童扶養手当の返還額を年金から差し引く(天引きする)場合には、国民年金法等により実現している「年金の受給権の保護」という国民の利益を上回る保護法益が存在しなければならぬため、国民の同意を得る必要がある。 <p>※ 年金の裁定から初回支払まで、最短で3週間程度しかなく、その間に日本年金機構と地方自治体の間での対象者及び金額の確定、本人への説明等の事務を実施することは困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構にて、年金請求者から児童扶養手当受給の有無を確認し地方自治体に伝えることは、年金受給者の約0.26%の者を特定するために、全年金請求者に負担を求めることになる。 <p>『平成27年の地方からの提案等に関する対応方針』では、生活保護と年金の関係について「保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討」とあり、マイナンバーを活用した情報連携の仕組みを活用していくこととしている。本提案についても、マイナンバーを活用した情報連携により、現在文書照会を行っている地方自治体の事務負担が相当程度軽減されると考えられているが、年金の選及支払があるかどうかを自治体がマイナンバーを通して個別に照会することは煩雑であるとの意見も踏まえ、照会側の地方自治体と回答側の日本年金機構双方にとってより利便性を高めるための方策を、更に検討していく必要がある。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
17	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当において転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きの規制緩和	転出と同時に児童扶養手当が資格喪失となる場合に転出前の自治体で資格喪失手続きができるようにされたい。	児童扶養手当受給者が東京都で資格喪失届を提出せずに神奈川県茅ヶ崎市に転入し、転入と同時に事実婚関係が生じたため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の申請は行わなかった。その後、事実婚が解消され、再び東京都の居住先へ転入した際に児童扶養手当申請を行ったが、資格喪失届が東京都でも神奈川県茅ヶ崎市でも提出されていないため、児童扶養手当の再認定を行うことができなかった。 この場合、資格喪失届の提出先は事実婚状態の始期により判断すべき事例と考えられるが、東京都は転入後に事実婚状態となつたと考え、神奈川県は事実婚状態となつたことで転入したと考え、いずれの解釈も成り立つ事例であることから、自治体間で意見を調整することが困難であった。 自治体による事実確認が困難であると考へつつも、当該事例は自治体をまたがる問題で、自治体毎に対応が異なってしまうと国民に不利益をもたらすものであり、有権解釈のある面としての解釈を、通知等により明確にして頂きたい。 その上で、支給認定を行っていない自治体が資格喪失届出を受け付けることは不合理であり、システム処理にも多大な支障があるため、当該事例のように転居と資格喪失が同時の事例であつて、二重の解釈が可能である場合においては、一律に支給認定を行った居住先において資格喪失届出を受け取りたい(一都三県のうち、東京都以外の県では同様に処理している。)	児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを住民の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届が認定できないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がる。	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行規則第11条 『児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について』(厚生省児童家庭局長通知 昭和48年 児企第28号)	厚生労働省	茅ヶ崎市		ひたちなか市、朝霞市、川崎市、平塚市、豊橋市、三河市、新宮町、宮崎市	○本市においても転入した時に男性と同居が発覚したということも過去の事例もあり、その際には前自治体への連絡を取っている。前自治体との相談をもって喪失手段をどうするか話し合っているところであるが、制度で整備してもらえれば話は早くつくと思える。 ○児童扶養手当受給者が本市から転出することに伴い、変更届を提出したが、その後、転入先市町村において、児童扶養手当の手続きをされていない方がいる。ができるようにされたい。 ○本市の取扱いは、本市から他市町村に転出した場合、転出先で資格喪失事由に該当することが確認できた場合は、本市において資格喪失をおこなっている。提案には賛同するが、児童手当と同様に転出した時点で資格喪失をする仕組みに統一することがよりのぞましい。 ○本市でも同様の事例があり普査することがあつたため明確化を望む。 ○当県でも同様の事例があり、児童扶養手当受給者が転出と同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを、住民の利便性を考慮した方法とすることで、支障事例のように資格喪失届が住所変更前の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がると思われ。 ○当町においても転入による当該事務処理は増加傾向にある。記載事例による事務処理も増加すると見込まれるが、基準を明確とすることで受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると考えられる。	児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号により、母または父の配偶者に児童が養育されているとき、手当は支給されないことになっている。仮にご提案のように、一律で転出元自治体において資格喪失することとすると、法第4条第2項第4号または第6号にも該当しないにもかかわらず、資格喪失になる可能性があるため、認めることはできない。法第4条第2項第4号または第6号に該当するに至ったのがどちらの自治体であるか、転出元・転出先自治体両者が協力し、事実関係を特定した上で、適切に喪失手続きをとられたい。
52	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況。 また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。) 【懸念の解消策】 審判員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。 また、指定都市では、県と同様に官下福祉事務所に対する指導監査体制が構築されているため、審査庁としての事務処理は可能である。	【効果】 指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担うことにより、県のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市分であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されると想定される。) また、処分に対する審査庁が指定都市となることにより、指定都市の受給者にとつての分かりにくさが解消される。	生活保護法第64条、65条	総務省、厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市	○指定都市が処分となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事案)。法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。 ○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後発生があつた場合の事業処理の加速化が図れるものと思われる。 (H28:40件中11件(63%)、H27:74件中42件(56%)) また、指定都市の市民にとつても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのわかりにくいと思われ。 なお、現状において、審査に当たつての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分庁(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。 ○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。	○ 現行制度においては、生活保護の決定及び実施(以下「保護の決定実施」という。)に関する処分に対する審査請求の審査庁は、都道府県知事と規定している。これは、一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となつるとも、不服申立を行った受給者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定したものであるが、厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市(以下「中核市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。 ○ なお、総務省としては本提案について異議はないもの。 (参考) 生活保護に関する審査請求について 指定都市等へ権限委譲した場合、都道府県知事が行う審査請求の一部が指定都市等に委譲される。 生活保護に関する審査請求 ・都道府県分 ・審査請求(件) : 13,946 上記のうち、処理期間6ヵ月超(件) : 3,037 ※保護の決定実施等に関する処分とそれ以外の処分に対する審査請求件数の合計。 生活保護に関する指定都市等の審査請求 ・指定都市分 審査請求(件) 95 上記のうち、処理期間6ヵ月超(件) 23 ・中核市分 審査請求(件) 不明 上記のうち、処理期間6ヵ月超(件) 不明 ※保護の決定実施等に関する処分以外の処分に対する審査請求件数。 ※中核市については公表されていない。 (出典:「平成26年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果」(平成27年12月総務省))
190	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第7条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	成年後見人は、成年被後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年被後見人について保護申請をすることができない。 民法における単純な代理による申請とは異なるのであつて、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。 また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を促すよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。 なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始する場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く、上記の支障は解消しきれない。	成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年被後見人の申請権は確保され、急迫した状況でない場合であっても必要な保護を受けることが可能となる。 また実施機関においても生活状況の把握、財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。	生活保護法第7条、生活保護法別冊問答第9-2	法務省、厚生労働省	岐阜市		日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都府、京都市、大阪府、岡山県、北九州市、富山県、熊本市、大分県	○精神障がいまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年後見人を併用し生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がなく、固は代理人による保護申請はなしと解していることから、実施機関としては当該要保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申請として受理している場合がある。 なお、生活保護法第81条において、被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年被後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請においても成年後見人による代理申請を可とする規程が必要と考へる。 ○保護は、申請に基づいて開始することが原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあつたとしても生活保護の申請を、しなにかの判断を行うのはあくまで本人であり、現行運用上、代理人が判断するべきものではないとされている。しかし、本人に、十分な判断能力がない場合や、保護申請の意思表示を行うことができない場合については、代理人による保護申請の検討も必要と考へる。 成年後見制度では、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が欠けている者が、成年後見人による生活状況を把握し、本人に代わって財産に関するすべての法律行為を行うことができることと定められており、成年後見人が代理申請を認めたとしても、本人について不利益な取扱いがなされることは想定しにくい。このことから、生活保護については、成年後見人による代理申請を可能とする制度改革が必要と考へる。 ○成年後見人からの申請については、本市の場合は急迫した状況にない事例だけはあるが今までも数件ある。その際には扶養義務者に申請してもらつて説明しており、現在のところは扶養義務者がいなかった事例はない。但し、急迫した状況になく、扶養義務者がいない場合は当然に考えられること、また、成年後見人の職責からしても申請者に加えることは適当であると考えます。	○生活保護制度は最後のセーフティネットとして最低限の生活を保障するものであるが、同時に被保護者には、資産や年金等の他法による給付や移転収入等あらゆるものを活用することを求め、それでもなお、最低限の生活を維持できない場合に保護を行うものである。 ○ このため、生活保護法においては、年金や他の給付制度と異なり、単に経済的給付を行うのみならず、保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導・指示を行うこととされており、生活面においても自立の助長を図ることとされている。 ○ 更に、保護の実施機関は要保護者の資産・収入・健康状態を調査するため、報告の徴収や住居への立ち入り調査を行うことができる。 ○ また、被保護者には収入の一切を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。 ○ このように生活保護の申請は単に経済的給付を受給するのみにとどまらず、本人の義務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるような財産を管理する行為や財産に関する法律行為とは異なり切れないと考へられる。 ○ 本人に行為能力がなくとも意思能力がある場合については、申請者の状況から書面による申請が困難な場合等には、実施機関が必要事項を聞き取り、書面に記載した上で、その内容を本人に説明し、署名捺印を求めるとの取組を行っている。 ○ なお、生活保護法第81条については判断能力の十分な者を支援することを求めた規定であり、生活保護の申請者の規定と関連を有しないと考へる。 ○ また、現行でも要保護者本人の申請書を成年後見人が使者として保護の実施機関に提出することや後見人が急迫状況にある要保護者に関する情報提供を行うことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
「一律で転出元自治体において資格喪失することは認められない」とのことだが、すべて一律に転出元自治体で資格喪失とするのではなく、転出時に本人から聞き取り調査や書類等で事実婚が成立していると認められ、児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当していることが明らかなる場合においては、転出元自治体において資格喪失届を受理できるよう改善していただきたいという趣旨であるため、再度ご検討願いたい。なお、転出先において児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当した場合においても、支給認定を行っていない転出先自治体が喪失届を受理し処理することは不合理であると考えられるが、国の見解を伺いたい。		【朝霞市】 転出元と転出先の自治体間の両者が喪失の確認を漏れなく行うことができ、転出元の自治体が台帳整理や管理を適正かつ円滑に図れるように制度の見直しを行い、新たな事務処理及び運用方法を構築された。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		「転出時に本人から聞き取り調査や書類等で事実婚が成立していると認められ、児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当していることが明らかなる場合」は転出元自治体において資格喪失手続きを行うべきであり、転出後において、転出前から児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当していたことが判明した場合も同様である。児童扶養手当法では、受給者に都度の認定請求に係る負担を課さないよう、受給者が他の都道府県に転出する場合は、住所変更の届出を行うことにより、支給要件に該当する限り旧住所地の知事の認定は引き続き効力を有するものとしているが、児童扶養手当の適正な支給のため、認定を行っていない転出先自治体においても支給要件の確認を行う必要がある。このため、「転出先において児童扶養手当法第4条第2項第4号または第6号に該当した場合においても、支給認定を行っていない転出先自治体が喪失届を受理し処理することは不合理である」とは言えない。
検討を進め、早期の実現に努めていただきたい。 また、本提案は、指導監督権限を有する指定都市への権限移譲に関するものであるが、厚生労働省は中核市への移譲も併せて検討することである。中核市への権限移譲については、厚生労働省において論点整理の上、検討を進めていただきたい。 なお、「一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われること」で処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がるとの観点から規定した」とある。平成26年4月1日から平成29年7月1日までの熊本県への審査請求62件中、半数以上の35件が熊本市（指定都市）分であり、権限移譲が実現されれば、指定都市での一定程度の件数の審査により知見の蓄積が行われると考える。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 今後、指定都市及び中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえ検討していくこととなるが、提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監督を実施しており、審査請求の裁決を行う体制も整備されていると考えていることから、指定都市への権限移譲を求めているところであるため、地方側の調整の結果として、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても、考慮していただきたい。 ○ 提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監督を実施していることを踏まえ、再審査請求先を国とすることを想定していることから、今後の検討に当たっては、その点も考慮していただきたい。	○ 本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。
申請の一身専属性から、本人に義務が生じるため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護（生計向でない本人以外の申請による保護、急迫時の職権保護）にも該当するため、提案の回答になっていない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者が少ないことから、申請を本人のみの権利とすれば法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権は確保される。 また、申請により国が生存権を保障するという申請保護の原則からすれば、本人申請できなくとも本人以外の申請が可能なら、当該原則の例外である職権保護に優先して行うべきであり、そのため、職権保護で結果的に保護が可能であることは代替案となり得ず、提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者となれるか否かである。 後見人は、被後見人の財産管理に関する全ての法律行為に代理権があるのは回答のとおりだが、それのみならず、法律上その事務を行う際は被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態・生活状況に配慮しなければならない立場にある。これは法律上本人の利益を守るべき立場の者として本人以外の申請者（扶養義務者とその他同居親族）を限定した理由と同一性を有するばかりか、その職責を考慮すると、後見人こそ当該申請者に相応しい。また、独居老人や老老・認知世帯が急増する超高齢社会の中、後見制度の役割が期待されており、後見人側からも提案実施を望む声は大きいのではないかと考える。 このため、保護の実施機関である自治体の多くが、後見人の申請者の追加に同意し、求めている状況である。よって再検討を求める。	有			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など要保護の状態にある場合については、一般的に「急迫した事由のある場合」にあたり、職権保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職権保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。 ○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職権保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。 ○ 成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査、罰則の対象など特別の関係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入る余地がないということではないのではないかと考える。 その上で、生活保護を受給することは単に財産に関する法律行為とは言いきれないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保障が生ずると考えられるため、必ずしも一身専属性な事項には当たらず、成年後見人についても、その権限・職責を踏まえ、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていることと同様に、代理申請を可能とできるのではないかと考える。 ○ 仮に成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないかと考える。	○ 前回答のとおり、生活保護の申請は単に経済的給付を受給するだけでなく、本人に職務を生じさせる行為であり、成年後見人が代理することができる財産を管理する行為や財産に関する法律行為にとどまらないものであると考えている。 ○ 保護を要するにもかかわらず意思表示できない場合については、生活保護法第25条において職権をもって保護を開始しなければならないと規定されている「急迫した状況」に該当するものと考えている。今後、地方公共団体に対して、通知発出等により周知することを検討してまいりたい。 ○ なお、要保護者の発見・連絡等については、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について（社援保発0331004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」において、関係機関との連携等についてお示ししているところであり、実際に関係機関からの通報により職権保護を適用している。

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
	306	B 地方に対する規制緩和									医療・福祉	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関する取扱いの改善	
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条によって、「一年を超えない期間」となっている。同条第2号を創設し、「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。」を加えることで、利用期間の延長できる場合を認めてほしい。	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムにあるグループワークや実習体験等を利用できず、個別支援のみになってしまうため、利用者にとって効果的な支援を行うことができなくなっている。 なお、制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)に、制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労とならなかった利用者数は、約3割の21名、そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は8名で、その他は、自立相談支援事業による就労支援に移行せず生活保護を受給することとなった7名、障害福祉サービスの就労移行支援を受けることとなった6名である。自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。	利用期間の延長を認めることによって、利用者にとって最も効果的な支援を選択することができ、生活困窮状態からより抜け出しやすくなる。	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	厚生労働省	船橋市	北海道、旭川市、ひたちなか市、千葉県、柏市、八王子市、名古屋市、京都市、大阪府、鳥取県、福岡市、鹿児島県、沖縄県	○本市も同様の事例があり、昨年度的生活困窮者自立支援制度ブロック会議でも直接厚生労働省に改善すべき旨を要望している。 ○生活困窮者就労準備支援について、対象者への支援期間は検証中の状況。船橋市の提案と同様に、支援が必要とされる対象者は「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」等で、支援に一定の期間を要する状況であり、就労実現に向けた実習体験を実施しても実習を継続するためのサポート、そこから一般就業までのサポートには慎重な対応が必要である。実際に一般就業につながらないケースも多く、必ずしも1年という期間の制限が効果につながることは判断し難く、利用期間の延長を追加することは効果的であるのではと懸念する。 ○市内の他の自治体においても、同様に就労準備支援事業の利用期間の延長を求める意見がある。本来、就労準備支援事業と自立相談支援事業における就労支援とは、対象となる相談者の状態や、支援メニューに違いがあるべきであり、利用期間である1年間が終了したので自立相談支援事業の就労支援に移行するというのでは、相談者の状態に応じた支援ができないと考える。そのため、利用期間の延長ができる規定を設けることは支援の幅を広げることもつながる。 ○就労準備支援事業は、長期未就労者や、他人とのコミュニケーションがうまく取れない、昼夜逆転で生活リズムが乱れているなど、そのままでは就労が難しい者を対象としているため、当初の想定どおりかずに、利用者が事務所に来なくなったり、精神疾患等の傷病が悪化したなどで、そのままでは利用期間の1年を経過してしまう事例が少なからず起きている状況にある。このため本市では、その場合にはいったん就労準備支援事業を中断し利用期間を減らさないようにするなどとして対応し、自立相談支援の中で就労準備支援事業の参加意欲の喚起や病状把握等を行いながら、就労準備支援事業の再開地のタイミングを計っているところである。しかし、再開した場合においても、支援を初めからやり直す必要があり、一方で支援の残りの期間は既に1年未満となってしまうことから、就労支援への移行がより困難な状況となっている。利用期間の延長が可能であれば、利用者の状況に合わせて柔軟な支援が可能であり、就労支援への移行の可能性が増大するものと考えられる。なお、当市では制度開始後2年間(平成27年4月1日～平成29年3月31日)の就労準備支援事業利用者数は62名、うち一般就労16名、障害福祉サービスの就労移行支援1名、期間満了で未就労が4名、生活保護支給が2名、そして残り39名が就労準備支援事業中断中である。 ○就労準備支援事業の利用が1年を経過し、引き続き一般就労に向けた支援が必要なものについては、自立相談支援事業による就労支援等のメニューにおいて対応せざるを得ない状況である。しかしながら、就労準備支援事業にある就労体験等のプログラムの利用ができないことから、利用者の状態像に応じたきめ細やかな支援を行うことができず、支援の支障となっている事例が数例あり、今後同様の事例が増えいくと考えている。	○生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業については、一般就労に直ちに就くことが困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備のために、日常生活自立・社会自立・就労自立といった段階を設けて就労支援を行うことを目的とした事業である。 ○就労準備支援事業の利用期間については、より効果的・効率的に事業を実施する観点から、原則として一定の期間を定めて実施すべきであるとの考え方より、本人の状態像に応じて、日常生活自立・社会自立段階から支援を行う場合の期間として、1年という期間を設けて、同法施行規則第5条において規定しているところである。 ○本件のご要望のように、例えば長期にわたってひきこもりの状態が続いていた者など、利用対象者の状態像によっては、現行の1年間という利用期間では足りないというご意見も頂いているが、現在、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた社会保障審議会を開催しており、就労準備支援事業の効果的・効率的な運用のあり方についても、議論の中で検討したいと考えている。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項第3号は、情報提供できる業務を「法令の定める事務又は業務」としているが、外国人に対する生活保護の措置は、昭和29年5月8日当時の厚生省社会局長が発出した、「外国人は法の適用対象とならないが、自分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行うよう万全を期すこと」という趣旨の通知に基づき保護を行っているため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適切に対応できている」との回答は、矛盾している。</p> <p>また、地方公共団体が、当通知に基づき保護を行うにあたり「万全を期す」ためには、支障事例に記載したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない、あるいは提出があってもその提出資料が不十分と考えられる場合などに、提出された資料に漏れなどがなければ確認する必要がある。しかし、現行制度下では、必要な資料を確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じていることから、本提案に至ったものであり、厚生労働省には、自らの通知に基づき地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきであると考えます。</p> <p>なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に回答義務を課しているが、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による措置でないことから、本提案においては、生活保護法第29条第2項の改正ではない形の措置を求めている。</p>	<p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」 (昭和29年5月8日社発第382号)</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。</p>		<p>一次回答において回答したとおり、提案団体からの要望については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号を根拠として適切に対応できるものであるが、本取扱いについて、改めて地方公共団体及び地方入国管理局に対して周知することを検討する。</p>
<p>生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて開催されている社会保障審議会にて、就労準備支援事業の利用期間延長について引き続き前向きにご検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>○ 就労準備支援事業の一年間という利用期間の制限を含む就労支援のあり方については、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた社会保障審議会において議論を進めているところであり、引き続き検討を行ってまいりたい。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
	18	B 地方に対する規制緩和									その他	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。</p>	—	<p>【豊田市】 マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除すること又は任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理するとのことから、その検討結果を待ちたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>国民健康保険の事務においては、被保険者の情報をマイナンバーと記号番号とで紐づけて管理している。提案のあった事務手続の在り方については、提案団体の意向や地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、関係府省と連携しつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づき所要の措置を講じる。</p>

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
19	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事例について別表第2で整理がされている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県長税又は市町村長税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支給給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村長税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支給給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。なお、予防接種法の遡及解除においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村長税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。</p>	<p>・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令第13条第2号</p>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p>	<p>豊田市</p>	<p>矢巾町、ひたしな、川根町、川田町、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、高槻市、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大川町、洗町、大木町、広川町、香春町、赤田町、嶋町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大野町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小櫃町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和水町、菊島町、南阿蘇村、水川町、津奈木町、錦町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、薩摩村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東牟婁郡、日向町、南大隅町、許行町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇佐村、湯戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、豊後村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会</p>	<p>○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。</p> <p>なお、昨年度は、当前においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。</p> <p>○予防接種に係る実費徴収事務においても生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。</p> <p>○本市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。本市では、予防接種法第28条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員が市町村長税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事例についても同様の措置を講ずるものである。</p> <p>○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。</p> <p>○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支給給付対象者は費用の免除対象となるため、特定個人情報の利用が可能となることになることにより、利便性の向上に寄与すると考える。</p> <p>○生活保護受給証明書の提出は求めていないが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。</p>	<p>予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支給給付等関係情報との情報連携を可能とすることについては、別の行政分野では当該情報が情報連携の対象となっていることを踏まえ、これらの情報との連携が事務処理に与える影響を確認しつつ、関係部局、関係省庁が連携の上、法改正の必要性等を検討する。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	-		-	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ重層を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	<p>現在、市町村に対して業務連携の実態等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係府省と連携の上、必要な措置を講じてまいりたい。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。</p>	—		—	<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。</p>	<p>現在、市町村に対して業務連携の実態等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係府省と連携の上、必要な措置を講じてまいりたい。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	養育医療の給付を行った場合の費用の徴収について、基準を所得税額から市町村民税所得割とすることについては、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性、自治体での準備期間等を勘案しつつ、関係省庁において通知(「未熟児養育医療費等の国庫負担金について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0626第3号厚生労働事務次官通知)」の改正等を含め必要な対応を進めることとする。
児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	療育の給付、児童自立生活援助の実施、助産の実施、母子保護の実施を行った場合の費用の徴収について、基準を所得税額から市町村民税所得割とすることについては、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性、自治体での準備期間等を勘案しつつ、関係省庁において通知(「未熟児養育医療費等の国庫負担金について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0626第3号厚生労働事務次官通知)」及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇児第86号厚生事務次官通知)」の改正等を含め必要な対応を進めることとする。
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方案について、関係府省で連携して検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されること、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいたきたい。	(1)の提案内容については、第1次回答でお答えしたとおり、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 (2)の提案内容について、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があるため、総務省は、守秘義務解除のためには法令上に質問検査権と担保措置が規定されていることが条件である旨を示している。現在、児童福祉法においては質問検査権のみ規定されているが、担保措置規定を新たに設けることについては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。
児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方案について、関係府省で連携して検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されること、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいたきたい。	(1)の提案内容については、第1次回答でお答えしたとおり、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 (2)の提案内容について、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があるため、総務省は、守秘義務解除のためには法令上に質問検査権と担保措置が規定されていることが条件である旨を示している。現在、児童福祉法においては質問検査権のみ規定されているが、担保措置規定を新たに設けることについては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
57	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)	【支障事例】身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第19条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、扶文市、豊田市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 (2)の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の規定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、両府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	
58	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	【支障事例】老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、扶文市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本	〇本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。 扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないという点であれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。 〇本市においても、費用徴収事務を行うにあたり、賦課認定、および費用徴収額の決定に税情報職を職種として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。 情報照会が可能となることで、利用者側に求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速性が図られる。	
249	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の確認ができる。 ②収入情報 加入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなくてもよい。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二、9、119	内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、徳島県、滋賀県、高槻市、熊本	〇本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながることも可能である。 〇本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。		
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	【権限移譲による効果】経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、山口県、宮城県	—	—	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国制で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえつつ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の案について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。</p> <p>○ また、構成員から、費用収額の認定事例にそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないかと、との指摘があった。</p> <p>○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。</p> <p>○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。</p> <p>○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>(1)の提案内容については、第1次回答でお答えしたとおり、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>(2)の提案内容について、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があるが、総務省は、守秘義務解除のためには法令上に質問検査権と担保措置が規定されていることが条件である旨を示している。現在、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法にこれらは規定されていないため、質問検査権及び担保措置規定を新たに設けることについては、法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。</p>
<p>老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえつつ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。</p> <p>なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の案について、関係府省で連携して検討していただきたい。</p>		<p>【宇和島市】 費用徴収額の決定に当たっては、扶養義務者に対し、算定根拠資料となる、源泉徴収票及び所得課税証明書等の関係書類の提出を求めるが、様々な事情から求めに応じられないケースも多々ある。このような場合、職権として調査、閲覧することとなるが、これらの情報が特定個人情報とされていないことを理由に税情報の照会ができないとなると、認定事務の煩雑化、非効率化を招き、ひいては国民へ手続き上の負担を課すことにもなりかねない。所管府省において番号法の趣旨である「国民の利便性の向上」という観点からも、規定の見直しを行っていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。</p> <p>○ また、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の前設により地方税関係情報との情報連携が可能になると考えられるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないかと、との指摘があった。</p> <p>○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。</p> <p>○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。</p> <p>○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>(1)の提案内容については、(2)の検討状況を踏まえながら、市町村民税所得額を基準とするものについて、第1次回答でお答えしたとおり、現在措置されている者等の費用負担への影響や、自治体における課税階層区分の認定事務への影響を慎重に見極めた上で、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。</p> <p>(2)の提案内容については、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があるが、総務省は、守秘義務解除のためには法令上に質問検査権と担保措置が規定されていることが条件である旨を示している。現在、老人福祉法については質問検査権のみ規定されているため、担保措置規定を新たに設けることについては老人福祉法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。</p>
<p>情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。</p> <p>収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金については、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率的な観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理的扱いを被ることとなってしまふ、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ また、並行して、内閣府(番号制度担当室)は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。</p> <p>○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。</p> <p>また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。</p> <p>仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>障害年金等による収入情報に係る情報連携については、現状、これらの年金制度における運用上の観点から、一部全システム化していない制度もあり、ご提案の対象となり得る特定医療受給者数に対して、システム改修・構築費用が膨大であること等の課題がある。これを踏まえ、システム以外の対応も含め、申請者間で不合理的扱いとならず、申請に係る負担を軽減できるような方策を実施する方向で、関係部局で協力しながら検討を行う。</p> <p>また、支給認定基準世帯全員の情報加入情報に係る情報連携については、情報連携を実施する方向で検討を進める。</p>
<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考えられる。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多いため、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討していただきたい。</p> <p>なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考えられる。</p>				<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手分け方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>		<p>事業分野別指針については、関係省庁が緊密に連携しながらPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会付帯決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、面倒で一次情報として熟考把握する必要があり、これを確実に担保するためには、都道府県への委譲(手分け方式を含む。)ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える。</p>